

2016年のイタリア共和国憲法の改正案

国立国会図書館 調査及び立法考査局
憲法課 山岡 規雄

【目次】

はじめに

I 総選挙から2016年憲法的法律の否決までの経緯

- 1 2013年2月の総選挙に伴う政治的混乱
- 2 「賢人会議」による政治制度改革案
- 3 レッタ内閣の憲法改正の方針
- 4 国会の動議
- 5 憲法改革委員会の報告書
- 6 レンツィ内閣の成立と新たな憲法改正案

II 2016年憲法改正案の内容

- 1 国会・立法に関する改正
- 2 国民の政治参加に関する改正
- 3 地方自治に関する改正
- 4 その他の改正

III 2016年憲法改正案の評価と否決の要因

- 1 改正案の意義
- 2 イタリア国内での評価
- 3 否決の要因

おわりに

翻訳：第2回の採決において絶対多数により可決されたが各議院の議員の3分の2を下回った憲法的法律の本文「対等な二院制の克服、国会議員の数の削減、政治制度の運営の費用の抑制、経済労働国民会議の廃止及び憲法第2部第5章の改正のための規定」

はじめに

2016年12月4日にイタリアで実施された憲法改正に関する国民投票は、否決という結果に終わった。国民投票の結果に進退をかけると明言していたマッテオ・レンツィ (Matteo Renzi) 首相は、この結果を受け、辞任した。

このように否決という結果には終わったが、イタリアにおける憲法改正の動き、特に二院制の改革をめぐる動向は、我が国における憲法問題を考える上で参考になるため、本稿及び後掲の翻訳において、今回国民投票の対象となった憲法改正案を紹介することとした。なお、今回の憲法改正の試みは1980年代中頃から継続的に行われている政治制度改革に関する議論の流れの一環とも言える。2001年までの政治制度改革論については、別稿⁽¹⁾で紹介する機会があったため、本稿では、その後の動向、特に、今回の憲法改正国民投票に密

* 本稿におけるインターネット情報は、2017年4月25日現在のものである。

(1) 山岡規雄「イタリア」『諸外国の憲法事情』（調査資料2001-1）国立国会図書館調査及び立法考査局，2001，pp.129-137.

接な関係を有する2013年の総選挙以降の憲法改正の動きを紹介することとする⁽²⁾。本稿に続く翻訳では、今回の憲法改正案（正確には2016年に国会で可決された憲法的法律⁽³⁾）の全文の翻訳並びにこれによって改正の対象とされた憲法及び憲法的法律の現行条文とその改正に関する対照表を掲載する。

I 総選挙から2016年憲法的法律の否決までの経緯

1 2013年2月の総選挙に伴う政治的混乱

2013年2月に実施された総選挙の結果は、まれに見る混乱をもたらした。代議院（下院）で過半数を獲得した中道左派は、共和国元老院（上院）の獲得議席では中道右派に及ばなかった。しかし、中道右派も上院の過半数を制することができず、双方ともに政府を形成できない状態に陥ってしまった。イタリアでは、上下両議院の権限が対等であるため、このように両議院の多数派形成に失敗すると、政治的な停滞に陥るおそれがあった。そうした多数派形成における問題が生じないように、1963年に、それまで任期が異なっていた下院議員と上院議員の任期を一致させる憲法改正を行った。さらに、両議院の選挙を同時に実施するのが慣行であった。しかし、2013年2月の両議院の総選挙は、こうした慣行にもかかわらず、下院と上院で同一の多数派を容易に形成することができない結果に終わってしまったのである。

約2か月にわたる政治的混乱を経て、同年4月に中道左派と中道右派の大連立によるエンリーコ・レッタ（Enrico Letta）内閣が発足したものの、憲法改正及び選挙法の改正を含む大規模な政治改革が喫緊の課題であることは、大多数の政治勢力の認めるところとなった。

2 「賢人会議」による政治制度改革案

ジョルジョ・ナポリターノ（Giorgio Napolitano）大統領は、2013年3月30日に政財界の有識者10人から成る作業グループ（以下通称に倣って「賢人会議」という。）を組織し、政治経済の改革の案の検討を委ねた。「賢人会議」は、2つのグループに分かれ、政治制度改革について4人のメンバー、経済・社会及び欧州の問題に関して6人のメンバーが、それぞれ改革案を検討した。「賢人会議」の各グループは、同年4月12日にそれぞれ報告書を大統領に提出した。

このうち政治制度改革に関する報告書⁽⁴⁾の論点は、三権の在り方のほか、国民の政治参加、政治資金問題など多岐にわたるが、ここでは、憲法改正の方法、国会及び国と州の関係に関する改革案の概要のみを取り上げることにする。

(1) 憲法改正の方法

憲法改正は、日常的な政治対立とは離れて検討するのが望ましいとされ、議員（会派の

(2) 山岡 前掲注(1)と本稿で扱った時期の中間に位置する期間における政治制度改革論については、次の諸文献を参照。カルロ・フザーロ（芦田淳訳）「イタリアにおける二院制—設計の不備、期待外れの実績、未完の改革に特徴付けられた150年—」岡田信弘編『二院制の比較研究—英・仏・独・伊と日本の二院制—』日本評論社、2014、pp.9-30; 田近肇「VI—2章 憲法保障としての憲法改正—イタリアの「憲法改正」観—」駒村圭吾・待鳥聡史編『「憲法改正」の比較政治学』弘文堂、2016、p.338。

(3) 憲法的法律とは、憲法と同等の効力を有する法律である。

(4) *Relazione finale del gruppo di lavoro sulle riforme istituzionali*, 2013.4.12. Associazione Italiana dei Costituzionalisti website <<http://www.osservatorioaic.it/download/P8IrrJRIZ5bTjIKVDFQTcXste2ZS5KUb7uzW6u7OoPqg/cms-file-news-292774-2013-04-12-relazione-finale.pdf>>

議席数に比例して配分)及び非議員により構成される憲法改正案の起草委員会を組織することが提案された。当該委員会の組織は、憲法的法律によって定めるものとし⁽⁵⁾、当該委員会は、改正の論点を示す国会の決議等に基づき直ちに作業を開始するものとされた。

(2) 国会

「賢人会議」のメンバーは、対等な二院制の見直しが必要であるという点で一致した。見直しの具体案は、次のとおりである。

- ・下院のみが政府に対し信任・不信任を表明することができ、法律を可決する権限を有するものとする。上院は州の代表の議院とし、憲法改正、選挙法、自治体に関する法律等の例外を除き、法律を可決する権限を失う。
- ・議員定数は、下院について、住民12万5千人当たり1議員という基準に基づいて、総数480人とする。上院については、120人とする⁽⁶⁾。

議院の活動についても、政府の発案による緊急立法手続、法律案の内容の一貫性の確保、野党の権利の保障、委員会数の削減など様々な提案がなされた。

(3) 国と州の関係

現在の憲法第117条では、国の排他的立法事項と国と州の競合的立法事項⁽⁷⁾が限定列举され、残余の事項が州の排他的立法事項とされている。同条は、地方分権改革に関する2001年の憲法改正によって、大幅に見直されて現在のような形になった。しかし、2001年の時点では国と州の権限配分の検討に不十分なところがあったとされ(例えば、国と州の競合的立法事項の中に、全国で統一的に規律するのが適当と思われる事項が含まれていたことなど)、2006年の国民投票で否決された憲法改正案においても同条の見直しが提案されていた⁽⁸⁾。「賢人会議」も、同条の改正の必要があるとして、次のような提案を行った。

- ・国と州の競合的立法事項を削減し、大規模な交通網及び水運網、全国的な重要性を有する民間の港湾及び空港、全国的な重要性を有するエネルギーの生産及び輸送の活動等を国の排他的立法事項とする。
- ・「国の立法者 (legislature statale)」(国会)が、憲法上の権利の保障及び共和国の法的又は経済的な統一性の保護のために必要な措置をとることができることとする。

(5) 憲法的法律で定めるということは、この委員会の作成する憲法改正案については、本来憲法第138条に定める憲法改正手続とは異なる手続によって取り扱うことを意味するものと解されるようである。実際、「賢人会議」の報告書は、第138条では必須となっていない憲法改正のための国民投票を必ず実施することを提案している(第138条の定める通常の憲法改正手続については後掲注(13)参照)。なお、「賢人会議」は、この点について全会一致であったわけではなく、構成員の1人であるヴァレーリオ・オニダ (Valerio Onida) ミラノ大学教授(かつて憲法裁判所長官も務めた。)は、実質的な憲法の全面的な改正を憲法第138条の特例に基づいて行うことに反対し、憲法の個々の論点を第138条に定める手続に従って改正すべきであるとの反対意見を付している。同教授は、さらに、全面的な憲法改正案がいわゆる「抱き合わせ」により一括して表決される危険性も指摘している。通常の憲法改正手続に特例を設けることに対する批判については、山岡規雄「憲法改正手続の特例による憲法改正の是非—イタリアとベルギーの事例—」『レファレンス』794号, 2017.3, pp.117-132. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10315723_po_0794dl.pdf?contentNo=1>も参照。

(6) 現在の議員定数は、下院630人(憲法第56条第2項)、上院315人(憲法第57条第2項)である。

(7) 競合的立法事項については、国の立法に留保されている基本的原則の決定を除き、州が立法権を行使する。

(8) 健康の保護に関する一般規程等を競合的立法事項から国の排他的立法事項に変更するほか、国の排他的立法事項又は国と州の競合的立法事項以外の残余事項は州の権限とする規定を残したまま、新たに州の排他的立法事項を設けるなどの改正が提案された。芦田淳「イタリア憲法改正と州の自治権—立法権分割と上院改革を素材として—」『自治総研』445号, 2015.11, p.9.

3 レッタ内閣の憲法改正の方針

2013年4月29日、レッタ首相（民主党：中道左派）は、憲法改正について対立が生じることを回避するため、国会が、非議員の専門家にも開かれた「会議（Convenzione）」によって作成された提案に基づいて決定を行うこと、また、国会が、先の議会期⁽⁹⁾や「賢人会議」の検討結果を出発点とすることが望ましいという趣旨の発言を、内閣の政策方針に関する国会での演説で行った。

その場で、レッタ首相は、憲法改正の論点として、対等な二院制の克服（下院にのみ政府の信任の権限を付与し、上院を州及び地方自治体を代表する議院とする。）、国と州の権限配分を規定する憲法第2部第5章の見直し、統治の形態の大胆な見直し⁽¹⁰⁾等を挙げた。また、現行法に基づく選挙は2013年の2月の選挙で最後のものとし、安定した政府を支える強固な与党の形成を保障するのみならず、「国会と個々の議員に正統性を回復する」ための選挙法の改正を行う必要があるとも述べた⁽¹¹⁾。

同年5月22日には、ガエターノ・クァリアリエッロ（Gaetano Quagliariello）憲法改革大臣が、両議院の憲法問題委員会において、「改革に関する要綱の指針（linee programmatiche in materia di riforme）」を公表した。その中で、大臣は、統治の形態の見直し、対等な二院制の克服、「欧州スタンダード」に基づく議員定数の削減を強調した。改革の手法としては、国会における広範な合意を得た上で、憲法改正の法律を1回又は複数回の国民投票に付することも視野に入れるとした。

4 国会の動議

2013年5月29日には、下院及び上院の本会議において、憲法改革（*riforme costituzionali*）の行程の開始に関する動議が可決された。その概要は次のとおりである。①下院議員及び上院議員各20人により構成される両院合同委員会を設置すること、②その委員会に、憲法第2部第1章（国会）、第2章（大統領）、第3章（政府）及び第5章（州、県、コムーネ⁽¹²⁾）並びに選挙法の改正案を審査する権限を与えること、③委員会で審査された改正案は、各議院の本会議で審議され、手続の開始から18か月以内に国会の審議を終えること（すなわち、国会で可決すること）、④改正案がどれだけの賛成で可決されたとしても（つまり、3分の2以上の多数で可決された場合であっても）、国民投票に付する可能性を保障すること⁽¹³⁾。

改正の内容として、この動議は、次の点を指摘した。①国の形態（国と州の関係の在り方など）、②統治の形態、③対等な二院制の克服、④議員定数の削減、⑤憲法改革の全体的なプロセスと内容的に一致し、同時並行で行われるべき選挙法の改正の5点である。

また、この動議は、政府が、憲法改正の様々な案を検討するために専門家委員会を活用し、国民の意見を募ることを認めた。政府は、同年6月11日の首相令により、35人の有識

(9) 第16議会期（2008～2013年）においては、上院と下院に先議事項を割り振り、先議の議院に優越的な立法権を与えることなどを内容とする憲法改正案が検討された。その概要については、フザーロ 前掲注(2), p.26を参照。

(10) 具体的には、大統領制か議院内閣制か等の選択の問題。

(11) “Resoconto stenografico dell'Assemblea,” Seduta n. 10 di lunedì 29 aprile 2013. Camera dei Deputati website <<http://www.camera.it/leg17/410?idSeduta=0010&tipo=stenografico>>

(12) イタリアの基礎自治体。

(13) 憲法第138条が本来規定する憲法改正手続によれば、憲法改正案は各議院の2回の議決により可決され、2回目の議決には、総議員の過半数が必要とされる。また、2回目の議決において賛成票が3分の2に満たなかった場合には、一定数の国会議員等の要求に基づき、国民投票が行われる。すなわち、国民投票の実施は任意である。したがって、この国会の動議は、例外的な憲法改正手続による改正を提案したことになる。

者を委員とし、憲法改革大臣を委員長とする「憲法改革委員会 (Commissione per le riforme costituzionali)」と呼ばれる委員会を設置し、憲法第2部第1章、第2章、第3章及び第5章の改正並びにこれらの改正により必要となる通常法律の改正の提言を作成することを委ねた。同委員会は、同年9月18日に最終報告書⁽¹⁴⁾を両議院に送付した。

5 憲法改革委員会の報告書

クァリアリエッロ憲法改革大臣は、2013年10月15日に両議院において、憲法改革委員会(以下、本節I5では「委員会」という。)の報告書についての説明を行った。以下、この報告書の提言のうち、国会、立法過程、国と州の関係、地方自治、国民の参加の制度の5点について、その概要を紹介する。

(1) 国会

委員会の一致した意見は、対等な二院制は改めるべきであるというものであった。中には、両議院を統合し、一院制にするという意見もあった。二院制を維持する場合には、上院議員を地方団体の代表とする意見が優勢であった。両議院とも立法権を有し、政府の活動を監視するが、立法権については下院が、政府の活動の監視については上院が優越するという役割分担が提案された。また、下院にのみ政府を信任する権限を与えることとされた。議員定数の削減については、「賢人会議」の提言(I2(2)参照)に従い、住民12万5千人当たり下院議員1人とする案(この基準で計算すると総数480人)と、さらに人数を減らし450人とする案も提起された。上院議員については、150人から200人の間とされた。

(2) 立法過程

委員会は、二院制を採用するという前提で、法律の種類を、①憲法的法律及び憲法改正法律、②組織法律、③各議院の議決を必要とする法律、④下院に優先的な議決権が与えられる法律に区分することを提案した。

①の類型の法律については、現在の制度では、各議院の議員の3分の2以上の多数の賛成を得た場合には、国民投票を要求できないとされているが、全ての場合について国民投票を要求できるようにすることも検討の余地があるとされた。

②の組織法律は、新たに設けられる法律のカテゴリーであり、憲法と通常法律の中間に位置する法律で、憲法の直接的な具体化に関わる法律であり、選挙法、首相府及び司法の組織及び機能に関する法律などである⁽¹⁵⁾。組織法律は、下院の総議員の過半数により可決されるとするのが優勢な意見であった。

③に区分される法律には、基本的に、州及び地方自治体の組織及び任務並びにこれらの地方団体と国との関係に関する法律が属するものとされた。

④に区分される法律は、①～③以外の法律とされた。

上記のように、②又は④については、両議院の議決を要しない法律であるとされたが、上院について次のような立法手続への関与の方法を認めることとされた⁽¹⁶⁾。下院が可決し

(14) Commissione per le riforme costituzionale, *Relazione finale*, 2013.9.17. Associazione Italiana dei Costituzionalisti website (<http://www.osservatorioaic.it/relazione-finale-commissione-riforme-bozza-non-correcta.html>)

(15) 委員の中には、法律の体系を複雑化するので、導入すべきではないという意見もあった。

(16) 組織法律については下院のみの議決で足りるとする見解は、全委員の一致した立場ではなかったため、この上院の関与の方法も全会一致の意見ではないものと考えられる。

た法律案について、上院議員の5分の2の要求（全体で20ある州のうち、少なくとも4州を代表する議員を含む。）により、上院での審議が行われることとするが、上院が期限内に審議の要求を行わなかった場合又は上院で審議を行ったが法律案を修正しなかった場合、上院が修正を行わず可決した場合、上院が否決したものの下院が承認した場合若しくは下院が上院の修正について一定期間内に議決した場合に法律が成立する。

議員による法律案の提出権は、所属する議院が最終的な議決権を有する事項について、各議員に帰属するとされた。下院の優越事項について、上院はその議決により、法律案を提出することができ、当該提出が上院議員の5分の3によるものである場合、下院は、120日以内に最終的な表決を行うこととされた。

そのほか、政府の要請に基づき立法手続を迅速化する手段を設けること、立法の質を向上させるため、法律案の一体性を失わせるような内容の修正案を拒否する権限を議長に与えることなども提案された。

(3) 国と州の関係

2001年の憲法改正により国と州の競合的立法事項とされた大規模な交通網及び水運網並びにエネルギーの生産、輸送及び全国的な分配を州から国の立法事項に移すこと、国の排他的立法事項も州の権限を極度に侵害しないように見直すことが提案された。国と州の競合的立法事項については、2つの考え方が併記されており、一方において競合的立法事項を廃止し、原則として州の立法事項とし、国としての統一性が必要な場合等に国が介入できるという留保を付すという案があり、一方において競合的立法事項を残存させつつも、その事項を削減するという案があった。後者の案においても、残余の事項は現行の制度どおり州の立法事項となるが、国としての統一性が必要な場合等に国が介入できるという留保を付す必要性を認めた。

(4) 地方自治

県を廃止することが委員会での優勢な意見であった⁽¹⁷⁾。コムーネについては、憲法上、最低限の規模を設定することを規定し、具体的な規模について各議院で審議する法律で定めることを提案する意見があった。

(5) 国民の参加の制度

委員会は、法の制定又は行政における国民の参加を強化する必要性があることで一致した。委員の中には、国民が法律案を提案し、憲法裁判所の審査を経た後、国会で審議され、国会で否決され、又は内容について本質的な修正が施された場合には、一定の要件の下で国民投票に付するという間接国民発案の制度を支持する意見があった。

現在、イタリアには、50万人の有権者又は5つの州議会の要求により法律の廃止の是非を問う国民投票を行う制度がある⁽¹⁸⁾。有権者の過半数が国民投票に参加し、有効投票の

(17) 以前から州とコムーネの中間に位置する県の存在意義は疑問視されており、近年のイタリアの財政危機の克服のために、既に県の機能の縮小・整理の措置も採られていた。芦田淳「県の廃止？—財政危機と分権の交錯点—」『論究ジュリスト』1号、2012.春、pp.190-191；同「イタリア—経済・金融危機下における地方制度再編論議—」『21世紀の地方分権—道州制論議に向けて—』（調査資料2013-3）国立国会図書館調査及び立法考査局、2014、pp.103-104。〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8434102_po_20130309.pdf?contentNo=1〉

(18) これまで67件の実施例がある。山岡規雄「諸外国の国民投票法制及び実施例【第3版】」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.939、2017.2.7、p.14。〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10282668_po_0939.pdf?contentNo=1〉

過半数が賛成した場合には、法律の廃止が決定される。これについて、有権者の過半数の参加という最低投票率の要件を直近の下院議員選挙の投票者数に関連付けた要件に変更すべきであるなどといった改革案が提示された。

6 レンツィ内閣の成立と新たな憲法改正案

2013年5月29日の国会の動議の可決を受けて、同年6月10日、政府提出法律案として、憲法改正等を検討する両院合同委員会の設置を目的とする憲法的法律案⁽¹⁹⁾が国会に提出された。

憲法的法律の制定は、憲法第138条に定める憲法改正手続に従って行われなければならないため、3か月を超える期間を置いた各議院の2回の議決（2回目の議決は総議員の過半数）が必要とされた。

この憲法的法律案については、同年7月11日に上院で1回目の議決、同年9月10日に下院の1回目の議決、同年10月23日に上院の2回目の議決が行われ、いずれも可決された。しかし、同年11月、中道右派政党「自由国民」が分裂し、シルヴィオ・ベルルスコーニ（Silvio Berlusconi）元首相が「フォルツァ・イタリア」を再結成し、大連立から離脱することとなった。これにより、レッタ内閣による憲法改正の実現が危ぶまれることとなった。

同年12月新たに与党民主党（中道左派）の党首に選出されたマッテオ・レンツィは、事態打開のため、ベルルスコーニ元首相と直接協議し、2014年1月、選挙制度改革に加え、上院改革を始めとする憲法改革に関して合意するに至った（「ナザレノ協定」と呼ばれている）。同年2月、レッタ首相は、与党民主党内から選挙制度改革や景気対策が遅れているとの批判を受け、辞任を余儀なくされ、後継の首相として大統領によりレンツィ党首が指名され、同年2月22日、レンツィ内閣が発足した。

レンツィ首相は、同年4月8日に上記の合意に沿った新たな憲法改正案（憲法的法律案⁽²⁰⁾）を国会に提出した⁽²¹⁾。「賢人会議」と憲法改革委員会の提案内容も一部取り入れた⁽²²⁾、この憲法的法律案については、レッタ内閣の方針（I 4参照）とは異なり、通常の憲法改正手続に従って審議が行われた（そのため、両院合同委員会を設置する憲法的法律案の審議は中断してしまった。）。通常の憲法改正手続では、憲法的法律案を可決するには、上下各議院の同一文言による2回の議決が必要とされる。この憲法的法律案は、次のような審議経過をたどった。

- ・2014年8月8日 上院での1回目の議決
- ・2015年3月10日 下院が修正の上、1回目の議決
- ・2015年10月13日 上院が修正の上、1回目の議決

(19) 当該法律案の件名は、「憲法及び選挙の改革のための国会委員会の設置」である。翻訳については、山岡 前掲注(5), pp.127-131 を参照。

(20) 当該法律案の件名は、「対等な二院制の克服、国会議員の数の削減、政治制度の運営の費用の抑制、経済労働 国民会議の廃止及び憲法第2部第5章の改正のための規定」である。

(21) なお、レンツィ内閣は、「ナザレノ協定」のもう一つの柱であった選挙制度改革についても取り組み、2015年5月4日に新選挙法を成立させた。その概要については、高橋利安「レンツィ内閣による憲法改正の政治的背景について」『修道法学』39巻2号, 2017.2, pp.666-669 を参照。

(22) 野党の権利の保障（「賢人会議」）、県の廃止、法律廃止に係る国民投票の可決の要件見直し（「憲法改革委員会」）、地方代表の議院としての上院の改組、政府の要求による迅速な立法手続の導入及び国と州の権限配分の見直し（「賢人会議」及び「憲法改革委員会」といった点が入り入れられている。次の文献は、この憲法的法律案と「賢人会議」の案との密接な関係を示唆している（ただし、この文献では「賢人会」とされている）。村上信一郎「イタリアの救世主にはなれなかった史上最年少の首相マッテオ・レンツィー一否決された憲法改正国民投票一」『世界』891号, 2017.2, pp.237-238。

- ・2016年1月11日 下院が上院の修正案に基づき1回目の議決
- ・2016年1月20日 上院が2回目の議決
- ・2016年4月12日 下院が2回目の議決（最終的な議決）

憲法的法律案は、2回目の議決において賛成が3分の2に達しなかった場合には、一定数の国会議員等の要求により、国民投票に付することができることが憲法上規定されている。今回の憲法的法律案は、両院とも3分の2の多数に達せず、与野党の双方の議員から各々国民投票の要求が行われたため、2016年12月4日に国民投票が実施されることとなった。国民投票の結果は、投票率65.5%、憲法改正賛成が40.9%、反対が59.1%となり、憲法改正案は否決された。この結果を受け、レンツィ首相が辞任したことは先に述べたとおりである。

II 2016年憲法改正案の内容

下院ホームページの解説⁽²³⁾によると、今回の憲法改正案のポイントは、①二院制の見直しのほか、②議事日程、③国会少数派の権利の保障、④憲法裁判所による選挙法の合憲性の事前審査、⑤国民投票、⑥国民の発案による法律案の取扱い、⑦暫定措置令、⑧大統領及び憲法裁判所裁判官の選出方法、⑨県、⑩国と州の権限配分並びに⑪経済労働国民会議に関する改正にあるとされる。以下、これらについて概要を紹介する。

1 国会・立法に関する改正

(1) 二院制

(i) 上院の構成の変更

現在、上院は、大統領経験者のほか、大統領によって任命される5人の終身上院議員及び315人の公選の議員により構成されている。これに対し、改正案では、大統領経験者のほか、大統領によって任命される5人の上院議員（終身ではなく、7年の任期）及び州議会等によって選挙される95人の上院議員によって構成されることとされていた（第57条第1項及び第59条。以下、条番号等は改正案における憲法のものを指す。）。

現在、315人の上院議員は、国民の直接選挙で選ばれている。改正案では州議会又はトレント及びボルツァーノ自治県議会（II 3参照）の議員が、各議会の議員の中から比例代表で上院議員を選挙することとされていた。加えて、各議会の領域内に存在するコムーネの首長の中から1人ずつ、上院議員を選挙することとされていた（第57条第2項）。

各州の議席は人口比例で配分されるが、1つの州について最低2人の上院議員の選出が保障されている（第57条第3項及び第4項）。上院議員の任期は、各々の州議会又は自治県議会の議員の任期と一致することとする（同条第5項）。

(ii) 両議院の位置付け

現在、上下両議院は、対等な権限を有し、特にその機能に違いはない。改正案は次のような機能分担を想定していた。

下院は、国民を代表し、政府を信任する権限等を有し、政治的な方針決定、立法権限及び政府の行為を統制する権限を有する（第55条第3項及び第4項）。この結果として、上院は、現在保有する政府を信任する権限等を喪失し、立法権限も大幅に失うことになる。

(23) “Riforme costituzionali,” *Temi dell’attività parlamentare*. Camera dei Deputati website <http://www.camera.it/leg17/465?tema=riforme_costituzionali_ed_elettorali>

また、戦争状態の議決（第 78 条）、恩赦及び減刑の付与（第 79 条）、条約（欧州連合への所属に関するものを除く。）の批准の承認（第 80 条）などは、下院の専権事項となる。

一方、上院は、州、コムーネなど地方団体を代表し、立法権限及び地方団体と欧州連合をつなぐ権限の行使に関与し、公共政策及び公行政の活動を評価し、欧州連合の政策の影響を検証する（第 55 条第 5 項）。また、上院は、法律が定める場合において、政府の権限である任命について意見を表明すること及び国の法律の実施を検証することに関与する（同項）。

(iii) 立法手続

現在は、両議院は対等な立法権限を有しているが、改正案は次のような権限の配分を想定していた。

両議院が対等な立法権限を行使することができるのは、憲法改正法律、言語的少数派の保護、国民投票、コムーネ・大都市の制度、上院議員の被選資格の欠格・兼職禁止、上院議員の選挙、地方自治に関する法律など、第 70 条第 1 項に列挙されている法律のみである。その他の法律については、下院の議決のみで可決することができるが、その可決後 10 日以内に、上院議員の 3 分の 1 が要求した場合には、上院による審議が行われる。審議の決定から 30 日以内に上院は、修正案を議決することができる。下院は、その修正案を受け入れることもできるが、通常の過半数（一部の法律については、議員総数の過半数）により拒否することもできる。いずれにせよ、下院の判断が最終的なものとなる。（第 70 条）

(2) 議事日程

改正案の第 72 条第 7 項によると、両議院の立法権限とされる法律等を除き、政府は、その政策要綱の実現のために重要であると指定する法律案を議事日程に優先的に登載することを下院に要求することができることとされていた。

(3) 国会少数派の権利の保障

改正案の第 64 条第 2 項によると、両議院の議院規則により、国会の少数派の権利の保障及び野党の規定（*statuto delle opposizioni*）が定められることとされていた。

(4) 憲法裁判所による選挙法の合憲性の事前審査

両議院の議員の選挙に関する法律は、その可決から 10 日以内に、下院議員の 4 分の 1 又は上院議員の 3 分の 1 の訴えにより、その公布前に憲法裁判所による合憲性の審査に委ねることができる（第 73 条第 2 項及び第 134 条第 2 項）。

2 国民の政治参加に関する改正

(1) 国民投票

現在、憲法において明文で認められている国民投票は、憲法改正（憲法的法律）の国民投票のほか、法律廃止の国民投票のみである⁽²⁴⁾。改正案では、これに加えて、憲法的法律により諮問的国民投票の制度を定めることとされていた（第 71 条第 4 項）。

また、法律廃止の国民投票に係る可決の要件も変更される想定であった。現在は、有権者の過半数の参加かつ有効投票の過半数で可決されることになっているが、改正案では、

(24) 山岡 前掲注(18), pp.13-14.

国民投票の提案が80万人以上の有権者により行われた場合には、直近の下院議員選挙で投票した者（の人数）の過半数の参加で足りるものとするものとされていた（第75条第4項）。

(2) 国民の発案による法律案の取扱い

現在、国民による法律案の提出には、有権者5万人の署名が必要であるが、改正案では15万人に引き上げられることとされていた。一方、国民の発案による法律案についての討論及び最終的な議決は、国会の議院規則で定める時間、形式及び制限において保障されるとの1文が追加されていた⁽²⁵⁾。（第71条第3項）

3 地方自治に関する改正

(1) 県

改正案では、トレント及びボルツァーノ特別自治県⁽²⁶⁾を除き、県の制度が廃止されることとされていた。

(2) 国と州の権限配分

現在は、国の排他的立法事項及び国と州の競合的立法事項が列挙され、それ以外の事項に関する立法権は州に帰属すると規定されている。改正案では、競合的立法事項が廃止され、国の排他的立法事項及び州の立法事項を列挙する規定とされた。改正案の第117条第3項は、州の立法事項を列挙しているが、そこに列挙された事項のほか、国の排他的立法事項に属さないものについても州の立法権限に帰属すると規定していた。ただし、改正案の同条第4項では、国の法的若しくは経済的な統一性又は国の利益の保護が必要とされている場合には、国は排他的立法事項以外の事項にも介入することができることとされていた。

また、改正案では、現在競合的立法事項とされている対外通商、文化財・環境財の価値増進、スポーツの制度、全国的な重要性を有する大規模な交通網及び水運網、全国的な利益を有する民間の港湾及び空港、エネルギーの生産・輸送・全国的な分配等が国の排他的立法事項に移されることとされていた。

4 その他の改正

(1) 暫定措置令

現在、必要性及び緊急性がある非常の場合、政府は法律の効力を有する命令（暫定措置令）を制定することができる。この命令は、公布後60日以内に法律に転換しなければならない。改正案でも、この暫定措置令の制度は維持されるが、制限が付与される。すなわち、改正案における第77条第4項によると、暫定措置令によって、憲法、選挙、条約の批准等に関する事項を規律すること、法律に転換されなかった命令の規定を再び制定すること及び憲法裁判所によって違憲と判断された法律等の効力を回復することなどは禁止される。また、法律に転換する際に、暫定措置令と異質な内容を追加することができない（同項）。

(25) 憲法改正案の条文ではこのように書かれているが、国民の発案による法律案は一定の期限内に審議され、議決されなければならないという趣旨の改正であるとする解説資料もある。Bernardo Giorgio Mattarella, "The ongoing constitutional and administrative reforms in Italy," Ferdinand Wollenschläger und Luca De Lucia, Hrsg., *Staat und Demokratie*, Tübingen: Mohr Siebeck, 2016, p.129.

(26) トレンティーノ＝アルト・アディジェ州を構成する2県で、ドイツ語系住民が一定数居住している点などから、特別の自治の権限が与えられている。

(2) 大統領及び憲法裁判所裁判官の選出方法

改正案では、これまで上院が選出に関わっていた大統領及び憲法裁判所裁判官の選出方法に変更が加えられることとされていた。

(i) 大統領

現在、大統領は、両院合同会議に州の代表者が加わった会議の3分の2の多数で選ばれているが、改正案では、州の代表者が除かれ、両院合同会議のみで選挙することとされていた。また、現在は、3分の2の多数で選ばれるまで3回投票を繰り返し、第4回の投票から会議構成員の総数の過半数で決することができることになっているが、改正案では、第4回の投票からは両院合同会議の構成員の5分の3、第7回の投票からは投票者の5分の3で決することができることとされていた。(第83条)

(ii) 憲法裁判所裁判官

現在、15人の憲法裁判所裁判官のうち5人は、国会が両院合同会議で選挙しているが、改正案では、3人を下院が、2人を上院が選挙する方法に変更されることとされていた(第135条第1項)。

(3) 経済労働国民会議

今回の憲法改正案により、現行の第99条が削除され、政府及び国会の諮問機関であり、法律案の提出権を有し、経済的及び社会的な立法の起草に関与する権限を有している経済労働国民会議が廃止されることとされていた。同会議は本来期待されていた機能を果たしていないとも評されている⁽²⁷⁾ため、このような改正が提案されたものと考えられる。

III 2016年憲法改正案の評価と否決の要因

1 改正案の意義

今回の憲法改正案の最大の目的は、改正法律の題名が冒頭に掲げる「対等な二院制の克服」にあったと言える。仮に今回の改正案が成立していた場合には、イタリアにおいて数十年来議論されてきた二院制改革の問題に一定の結論をもたらすことになったであろう。

そのほか、今回の憲法改正案は、これまでの憲法裁判所による憲法解釈を憲法の規定に反映するという意味も有していたと評価できる。具体的には、暫定措置令に関する過去の憲法裁判所の判決⁽²⁸⁾が第77条の改正案に反映され(II 4参照)、国と州の立法権限の配分に関する第117条の改正案についても、2001年の憲法改正以来急増した国と州の間の権限紛争に関する憲法裁判所の判例⁽²⁹⁾が反映されていた(II 3参照)。

2 イタリア国内での評価

(1) 各政党の賛否

2016年4月12日の下院での2回目の議決では、五つ星運動、フォルツァ・イタリア、北部同盟、イタリアの兄弟及び左翼イタリアの5野党が採決をボイコットした結果、与党

(27) Mattarella, *op.cit.*(25), p.130.

(28) 例えば、2012年判決第22号は、法律への転換の際、暫定措置令に一体性を失わせる規定を挿入することに対して制約をかけた。芦田淳「イタリアにおける二院制議会の制度枠組みとその帰結」岡田編 前掲注(2), p.111.

(29) 例えば、2004年判決第345号では、州が排他的立法権を持つ事項にも国が介入することができるかと判断していた。芦田 前掲注(8), p.7.

側（民主党、人民の領域（新中道右派・中道連合）、イタリアのための市民の選択、連帯民主主義・民主中道等）のみの賛成によって憲法改正案は承認された。

(2) 肯定的な専門家の意見

専門家の間でも評価は割れている。改正案を肯定的にとらえる著名な専門家としては、カルロ・フザーロ（Carlo Fusaro）フィレンツェ大学教授を挙げることができる。同教授は、今回の改正案を、「建国の父達が実現し得なかった問題」、「2001年の〔憲法改正の〕改革者達がやり遂げられなかった問題」の改革ととらえている（〔 〕内は筆者による補記。以下同じ。）⁽³⁰⁾。具体的な改正点については、次のように評価している。「対等な二院制の廃止により、他の欧州各国と横並びの制度となった。〔選挙で第1党となった政党（連合）にプレミア議席を付与し、阻止条項を設けるなど、安定政権を保障する〕新しい選挙法と合わせて評価すると、政府の中心的な役割が強化されたが、それに対しては大統領の役割、野党の権利の保障、直接民主制の制度の強化によってバランスがとられている。」⁽³¹⁾

(3) 否定的な専門家の意見

一方、左派系の新聞『マニフェスト』の電子版は、ガエターノ・アッツァリーティ（Gaetano Azzariti）教授など著名な憲法学者らの連名で今回の憲法改正案を批判する記事を掲載した⁽³²⁾。この記事の冒頭には、今回の憲法改正案は、「レジスタンスから生まれた共和国のアイデンティティを解体する」ものであるという批判⁽³³⁾が掲げられた。また、違憲の選挙法⁽³⁴⁾によって選挙された国会には憲法改正を行う資格がないことを批判した上で、改正の内容についても、次のような批判を行った。上院議員の直接選挙の廃止、議員数の劇的な削減等は、政治的な国民代表の原則と政治制度の均衡を損なう。政治制度に関わる費用の削減は、別の手段でも実現可能であり、このような改革を正当化するものではない。この改革は新たな中央集権主義をもたらす。議会活動に対する政府の優位の強化（II 1(2)参照）は、その表れである。憲法改正は両議院の権限とされているが、憲法改正に必要な下院の過半数は政府に保障され、直接公選ではなくなった上院は憲法改正というデリケートな活動に参画するには本質的な正統性を欠いている⁽³⁵⁾。

(30) カルロ・フザーロ（山田徹訳）「第II章 イタリアの地域制連邦主義と財政危機の試練」山田徹編著『経済危機下の分権改革—「再国家化」と「脱国家化」の間で—』公人社、2015、pp.53-54。

(31) Federica Fantozzi, “Riorma del Senato, il sì dei costituzionalisti: “Svolta attesa da decennia”,” *l’Unità.tv*, 2015.10.12. (http://www.unita.tv/focus/riforma-del-senato-il-si-dei-costituzionalisti-svolta-attesa-da-decenni/) その他、同サイトには改正案を肯定的に評価する他の学者のコメントが掲載されている。

(32) “La peggiore riforma,” *Il manifesto*, 2015.10.13. (http://ilmanifesto.info/la-peggiore-riforma/)

(33) どのような理由でアイデンティティを解体するのかについてこの記事では述べられていないが、ここに名を連ねた学者たちがまとめた小冊子（Alfiero Grandi e Alessandro Pace, a cura di, *La Costituzione bene comune*, Roma: Ediesse, 2016, pp.14-15.）において、今回の改正案は、「政府を中心に据え、国会を従属的な地位に置くものであって、イタリアがただ1人の人物の指導下に陥らないようにレジスタンスから生まれた憲法が規定した保障と自治の機関全てに重大な方法で影響を及ぼす」と評価されている点から見ると、ファシズムの反省から特定の人物、特に執行府に権力を集中させないことを目的とした憲法の理念が、今回の改正案では歪められるとの立場から、戦後誕生した共和国のアイデンティティが解体されるとの評価に至ったものと思われる。

(34) 2013年12月、憲法裁判所は、現行の両議院の選挙法のうち、多数派にプレミアムの議席を付与する制度と拘束名簿に関わる規定について違憲の判断を下した（2014年判決第1号）。詳細は、芦田淳「統治機構改革の行方—憲法改正委員会最終報告書と両院選挙法違憲判決」『論究ジュリスト』9号、2014春、p.129を参照。

(35) その他、憲法学者による批判について、山岡規雄「2016年12月のイタリアの国民投票—憲法学者が批判した問題点—」『イタリア図書』56号、2017.4.28、pp.6-9を参照。

(4) 中立的な専門家の意見

最後に、著名な憲法学者であり、憲法裁判所の名誉副長官であるエンツォ・ケーリ (Enzo Cheli) 氏が改正案の長所と短所を指摘している⁽³⁶⁾ので、参考までに紹介することにする。

ケーリ氏によれば、一般的な肯定論の主張するとおり、政府の不安定は、戦後イタリアの経験で最も満足できない点であったため、対等な二院制を放棄し、政府への信任投票を下院に限定することは肯定的に評価すべきであるとされる。他の識者と異なり、同教授が最も評価するのは、上院に州などの領域的団体を代表する機能、公共政策及び公行政の活動の評価の機能、政府の権限である任命に対する意見の表明の機能を付与した点にあるという。その他、政府提出法律案の優先に関する規定、州に対する国の統制の強化、直接民主制の強化、選挙法の合憲性の事前審査の導入、経済労働国民会議及び県の廃止も肯定的に評価できるとされる。

しかし、今回の改正案は、次の3つの点で問題があるとされる。第1に、上院議員が州議会議員やコムーネの首長を兼任しており、上院議員としての活動を十全に行えるかどうか疑問であるほか、大統領の任命による議員が残存しており、これらの議員の存在が地方代表院としての上院の性格に適合するのかどうか疑問である。第2に、立法手続が複雑であり、下院と上院の立法権限に関する紛争が生じるのではないかという疑問がある⁽³⁷⁾。第3に、今回の改正案による国と州の権限の見直しは、2001年の憲法改正の際の不備を修正するという意味があるとはいえ、州の立法、行政、財政に関して多くの疑問を惹起するものである（例えば、国と州の競合的立法事項という柔軟な制度が廃止され、国の排他的立法権に帰属するものとして「～に関する総則及び共通規定」という曖昧な規定（例えば、第117条第2項m)号、o)号など）が設けられている点など。

ケーリ氏は、以上のような疑問点を示し、こうした問題が生じた理由として、国会における審議時間の不足を挙げた。また、ケーリ氏は、疑問点として掲げた2点目、3点目に関わる下院と上院及び国と州の紛争によって、改革案が目指している政治制度の効率性自体が危険にさらされるのではないかという懸念を示した。

3 否決の要因

イタリアの有力な新聞である『コリエーレ・デッラ・セーラ』は、国民投票の翌日の報道⁽³⁸⁾で、否決にはポピュリズムの影響があったと認めつつも、その他にも様々な要因が重なったと分析し、「レンツィ首相への敵意、憲法を守りたいという意思、議会の無理強い (forzature parlamentari) により可決された改革の拒否、政府の不十分な経済的成果への不満」を挙げた。さらに、「ここ数週間、首相がテレビで出しゃばったこと (invadenza televisiva) が大きく作用した」と述べ、憲法改正案の内容以外の要素が大きく結果を左右したことをうかがわせる記事を掲載した。

また、2016年12月6日付けの『読売新聞』⁽³⁹⁾は否決の要因として、①憲法学者から首相の権限強化、独裁政治につながるなどの批判がなされたこと、②緊縮財政等により国民の反発を受けていたレンツィ首相に対する信任投票の様相を帯びたこと、③新興政党「五つ星

(36) Enzo Cheli, "Luci e ombre di una riforma costituzionale," *Il mulino*, 65(1), 2016, pp.21-26.

(37) 立法手続が複雑になるという問題点は、Grandi e Pace, a cura di, *op.cit.*(33)で掲げた小冊子に寄稿している多くの憲法学者も指摘しているところである。 *ibid.*, pp.28, 39, 53.

(38) Massimo Franco, "Il verdetto del referendum e la responsabilità che ora serve," *Corriere della sera*, 2016.12.5. <http://www.corriere.it/cultura/16_dicembre_05/responsabilita-b35e6e6a-ba77-11e6-99a2-8ca865283c9e.shtml?refresh_cc-cp>

(39) 「伊、暫定首相指名へ 国民投票 レンツィ氏、否決で辞意」『読売新聞』2017.12.6.

運動」⁽⁴⁰⁾があおったポピュリズムがレンツィ首相への逆風となったことの3点を挙げている。

このうち、多くの識者が挙げていたのが、②の要因である。具体的には、次のような指摘がなされている。「国民投票は、(実質的に)一院制を実現する画期的な憲法改正案だったのだが、中身よりも、レンツィ氏に対する信任投票になった。」⁽⁴¹⁾(後房雄・名古屋大学大学院教授)、「改憲で権力が首相に集中し独裁者が復活することを恐れた反対派もいただろうが、少数派だ。反対派の大半は政権への不信任票を投じたのだ。」⁽⁴²⁾(ウーゴ・パニッツァ(Ugo Panizza) ジュネーブ国際・開発研究大学院教授)、「今回の憲法改正国民投票はレンツィをめぐる「人民投票(プレビシット)」に他ならなかった。憲法改正という後世に重大な影響を及ぼす問題が、時の政治指導者に対する信任投票にすり替えられてしまったのである。」⁽⁴³⁾(村上信一郎・神戸市外国語大学名誉教授)

③との関連で、投票時期が悪かったとする見解もある。例えば、クリスティアン・ブラースベルク(Christian Blasberg) ローマ社会科学国際自由大学教授は、「欧州連合(EU)からの離脱を選んだ英国民投票や、米大統領選でのトランプ氏勝利で「ポピュリスト(大衆迎合主義者)の勝利が可能」と証明され、反対派を勢いづけた。レンツィ氏にとって時期が悪い。」と指摘している⁽⁴⁴⁾。

今回の憲法改正案が国会において可決された2016年4月時点の世論調査では、改正賛成の意見が58%近くあったが、投票日が近づくにつれてその意見の割合が減少し、直前では50%を切っていた⁽⁴⁵⁾。ブラースベルク教授は、早期に国民投票を実施していれば可決される可能性もあったことを示唆している⁽⁴⁶⁾。

おわりに

大規模な統治機構改革に関する憲法改正案の国民投票は、2006年にも行われたが、このときも今回同様否決という結果に終わった。また、国民投票には至らなかったが、過去3度にわたり国会の両院合同委員会で大規模な統治機構改革に関する憲法改正案が審議されたことがあった。これらの委員会が審議した憲法改正案はいずれも審議未了廃案となった。このように、イタリアにおいてはここ数十年來、大規模な憲法改正が試みられたが、いずれの試みも挫折している。

しかし、これらの努力が全てむなしかつたわけではなく、1997年に設置された両院合同委員会(ダレーマ委員会)において検討された憲法改正案の一部は、2001年の地方分

(40) 「五つ星運動」については、「欧州における主なポピュリズム政党」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.961, 2017.4.25, pp.1-3. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10338503_po_0961.pdf?contentNo=1>を参照。

(41) 後房雄「前首相 総選挙での雪辱狙う」『朝日新聞』2016.12.14.

(42) ウーゴ・パニッツァ「仏大統領選、崩壊占う」『日本経済新聞』2016.12.15.

(43) 村上 前掲注(22), p.239. その他、ビンチェンツォ・リップポリス(Vincenzo Lippolis) ローマ国際大学教授も投票前の新聞記事において、「改革案の評価よりも、「レンツィ氏に賛成か反対か」の政争の具になってしまった」と指摘している。ビンチェンツォ・リップポリス「国会改革 政争の具に」『毎日新聞』2016.12.2.

(44) クリスティアン・ブラースベルク「投票時期 首相に不利」『毎日新聞』2016.12.5. その他、①との関連で、今回の憲法改正案における首相への権力集中を批判している邦語文献を挙げると次のとおりである。ルイジ・デマジストリ「権力均衡が崩れる ナポリ市長 伊憲法改正案懸念 南北の格差さらに」『毎日新聞』2016.12.2; ランベルト・ディーニ「痛み伴う改革避けるな 経済成長が癒しに」『日本経済新聞』2016.12.4. (ディーニ氏は「首相」とは名指していないが、「一院制は扇動家に振り回されやす」と指摘している。)

(45) “Un voto sempre più fluido ed incerto: analisi a 4 settimane dal referendum.” Istituto Demopolis website <<http://www.demopolis.it/?p=3431>>

(46) ブラースベルク 前掲注(44)

権に関する憲法改正として実現した⁽⁴⁷⁾。このように、2016年の憲法改正案も将来において部分的に実現する可能性は否定できない。

(やまおか のりお)

(47) Legge costituzionale 18 ottobre 2001, n.3, “Modifiche al titolo V della parte seconda della Costituzione.”

第2回の採決において絶対多数により可決されたが各議院の議員の3分の2を下回った憲法的法律の本文「対等な二院制の克服、国会議員の数の削減、政治制度の運営の費用の抑制、経済労働国民会議の廃止及び
憲法第2部第5章の改正のための規定」

Testo di legge costituzionale approvato in seconda votazione a maggioranza assoluta, ma inferiore ai due terzi dei membri di ciascuna Camera, recante: «Disposizioni per il superamento del bicameralismo paritario, la riduzione del numero dei parlamentari, il contenimento dei costi di funzionamento delle istituzioni, la soppressione del CNEL e la revisione del titolo V della parte II della Costituzione»

国立国会図書館 調査及び立法考査局
憲法課 山岡 規雄 訳
調査及び立法考査局イタリア法研究会訳*

【目次】

- 第1章 憲法第2部第1章の改正
- 第2章 憲法第2部第2章の改正
- 第3章 憲法第2部第3章の改正
- 第4章 憲法第2部第5章の改正
- 第5章 憲法第2部第6章の改正
- 第6章 末尾規定

第1章 憲法第2部第1章の改正

第1条（両議院の権限）

1. 憲法第55条を次のように改める。

「第55条

- ①国会は、代議院及び共和国元老院により構成される。
- ②両議院の選挙の方式を定める法律は、代表における女性と男性の均衡を促進する。
- ③代議院の各々の議員は、国民を代表する。
- ④代議院は、政府との信任の関係を有するとともに、政治的な方針決定の権限、立法の権限及び政府の行為の統制の権限を行使する。
- ⑤共和国元老院は、領域的団体⁽¹⁾を代表するとともに、国と共和国⁽²⁾を構成するその他の団体をつなぐ権限を行使する。共和国元老院は、憲法で定める場合において、かつ、憲法で定める方式に従い、立法の権限の行使及び国、共和国を構成するその他の団体と欧州連合をつなぐ権限の行使に関与する。共和国元老院は、欧州連合の法行為及び政策の形成及び実現に参画する。共和国元老院は、公共政策及び公行政の活動を評価するとともに、欧州連合の政策が領域に及ぼす影響を検証する。共和国

* 当会の構成メンバーは、芦田淳、寺倉憲一、山岡規雄である。なお、翻訳の調整は、山岡が中心となって行った。脚注及び訳文中の [] 内の語句は、訳者が補ったものである。法律の本文は、国会可決後官報（2016.4.15.）に掲載されたものを典拠とした。

(1) 州、大都市、コムーネを指す。

(2) 憲法第114条にあるように、共和国（Repubblica）は国（Stato）を包摂するものであり、コムーネ、州及び国等によって構成される。

元老院は、法律で定める場合において、政府の権限である任命について意見を表明すること及び国の法律の実施を検証することに関与する。

⑥国会は、憲法で定める場合に限り、両議院の議員の合同会議として集会する。」

第2条（共和国元老院の構成及び選挙）

1. 憲法第57条を次のように改める。

「第57条

- ①共和国元老院は、領域的団体を代表する95人の元老院議員及び共和国大統領が任命することができる5人の元老院議員により構成される。
- ②州議会並びにトレント及びボルツァーノ自治県の議会は、比例代表の方法により、自らの構成員の中から複数の元老院議員を選挙し、各議会について各々の領域のコムーネの首長の中から1人の割合で元老院議員を選挙する。
- ③各州の元老院議員の数は、2人を下回らないものとし、トレント及びボルツァーノ自治県の元老院議員の数は、各々2人とする。
- ④州間の議席の配分は、前項の規定を適用した上で、直近の国勢調査の結果による州の人口に比例して、整数の商に基づき剰余の多い順に行われる。
- ⑤元老院議員の任期は、第6項に規定する法律で定める方式に従い、元老院議員を選挙した領域的団体の機関 [=州議会並びにトレント及びボルツァーノ自治県議会] の改選に際して、選挙人が州議会又は自治県議会の議員の候補者について表明する選択に合致するように、当該機関の任期と一致する。
- ⑥両議院により可決された法律により、議席の配分の方式、州議会又は自治県議会の議員及び [コムーネの] 首長の中から元老院議員を選挙する方式並びに州又は地方の公選職を離れた場合におけるその代替の方式を規律する。議席は、各々の州議会又は自治県議会において投じられた票及びこれらの議会の構成に比例して配分される。」

第3条（憲法第59条の改正）

1. 憲法第59条第2項を次のように改める。

「共和国大統領は、社会、科学、芸術及び文学の分野における極めて顕著な功績により祖国の名を高めた市民を元老院議員に任命することができる。当該元老院議員の任期は7年とし、再任されることはない。」

第4条（代議院の任期）

1. 憲法第60条を次のように改める。

「第60条

- ①代議院は、5年の任期で選挙される。
- ②代議院の任期は、戦争の場合に限り、法律により延長することができる。」

第5条（憲法第63条の改正）

1. 憲法第63条第1項の次に次の1項を加える。

「②議院規則は、共和国元老院の機関における選挙及び職への任命が州政府又は地方政府の職務の遂行により制限され得る場合について定める。」

第6条（憲法第64条の改正）

1. 憲法第64条を次のように改める。

a) 第1項の次に次の1項を加える。

「②両議院の議院規則は、国会の少数派の権利を保障する。代議院の議院規則は、野党についての規定を定める。」

b) 第4項を次のように改める。

「⑤政府の構成員は、両議院の会議に出席する権利を有し、要求があった場合には、出席する義務を負う。政府の構成員が要求した場合には、その意見を聴かなければならない。」

c) 末尾に次の項を加える。

「⑥国会議員は、本会議の会議及び委員会の活動に参加する義務を負う。」

第7条（共和国元老院の構成員の当選の資格）

1. 憲法第66条の末尾に次の1項を加える。

「②共和国元老院は、州又は地方の公選職を離れたこと及びその結果としての元老院議員の失職を確認する。」

第8条（委任命令）

1. 憲法第67条を次のように改める。

「第67条

国会議員は、委任に拘束されることなく、その職務を遂行する。」

第9条（議員の報酬）

1. 憲法第69条中「国会」を「代議院」に改める。

第10条（立法手続）

1. 憲法第70条を次のように改める。

「第70条

①憲法改正法律及び他の憲法的法律について、並びに言語的少数派の保護、国民投票〔及び〕第71条に規定する他の形式の〔国民への〕諮問に関する憲法規定を具体化する法律、コムネ及び大都市の制度、選挙立法、政府の機関〔及び〕基本的な権限並びにコムネの連合形式に関する原則的な規定を決定する法律、欧州連合の規範及び政策の形成及び実施へのイタリアの参加の一般的な規定、形式及び条件を定める法律、第65条第1項に規定する元老院議員の被選資格の欠格及び元老院議員の職との兼職禁止の場合を定める法律並びに第57条第6項、第80条第2文、第114条第3項、第116条第3項、第117条第5項及び第9項、第119条第6項、第120条第2項、第122条第1項及び第132条第2項に規定する法律に限り、立法の権限は、両議院により共同で行使される。各々固有の内容を対象とする当該法律は、明白な形式で、この項に従って可決された法律によってのみ、廃止され、改正され、又は適用を除外されることができる。

②前項に定めるもののほか、法律は、代議院により可決される。

③〔前項の規定に従い〕代議院で可決された各法律案は、直ちに共和国元老院に送付

され、共和国元老院は、10日以内に、その構成員の3分の1の要求に基づき、当該法律案を審議することを決定することができる。続く30日以内に、共和国元老院は、本文の修正案を議決することができ、代議院は、当該修正案について最終的に意見を表明する。共和国元老院が審議することを決定しなかった場合若しくは議決のための期限が徒過した場合又は代議院が最終的に意見を表明した場合には、法律は、審議されることことができる。

- ④第117条第4項の規定を具体化する法律についての共和国元老院の審議は、送付の日から10日の期間内に開始される。当該法律案については、代議院は、その構成員の絶対多数により最終表決において意見を表明する場合に限り、共和国元老院がその構成員の絶対多数により提案した修正に従わないことができる。
- ⑤代議院で可決された第81条第4項に規定する法律案は、共和国元老院により審議され、共和国元老院は、その送付の日から15日以内に修正案を議決することができる。
- ⑥両議院の議長は、相互の合意の下、それぞれの議院規則の規定に従って生じ得る権限の問題を解決する。
- ⑦共和国元老院は、その議院規則の定めるところに従い、情報収集活動を遂行し、及び代議院の審議に付された行為又は文書について意見書を作成することができる。」

第11条（立法の提案）

1. 憲法第71条を次のように改める。

a) 第1項の次に次の1項を加える。

「共和国元老院は、その構成員の絶対多数により採択された議決により、代議院に対し、法律案の審議を行うことを要求することができる。この場合には、代議院は、審議を行い、共和国元老院の議決の日から6月の期間内に意見を表明する。」

b) 第2項中「5万人」を「15万人」に改め、第2項の末尾に次の文を加える。

「国民の発案による法律案についての討論及び最終的な議決は、国会の議院規則で定める時間、形式及び制限において保障される。」

c) 末尾に次の1項を加える。

「④公共政策の決定への市民の参加を促進するために、憲法的法律は、提案的及び方針提示的な国民投票の条件及び効果並びに社会集団への諮問も含む他の形式の諮問の条件及び効果を定める。両議院により可決される法律で実施の方式を決定する。」

第12条（憲法第72条の改正）

1. 憲法第72条を次のように改める。

「第72条

- ①一議院に提出された第70条第1項に規定する各法律案は、その議院規則の規定に従い、委員会により審査され、その後当該議院により審議され、当該議院は、法律案を逐条で可決し、及び最終表決により〔全体を〕可決する。
- ②〔前項に規定する〕ほかの各法律案は、代議院に提出され、その議院規則の規定に従い、委員会により審査され、その後当該議院自身により審議され、当該議院は、法律案を逐条で可決し、及び最終表決により〔全体を〕可決する。
- ③議院規則は、緊急と宣言された法律案について略式の手続を定める。

- ④さらに、議院規則は、法律案の審査及び可決が、代議院においては会派の議席割合を反映する方法で構成される委員会（常任委員会を含む。）に委託される場合及び手続を定めることができる。この場合であっても、その最終的な可決の時点まで、政府又は議院の構成員の10分の1若しくは当該委員会の〔構成員の〕5分の1が法律案を議院自身で討論し、及び表決すること又は投票宣言⁽³⁾のみを伴う最終的な採決に付することを要求した場合には、法律案は、議院に戻される。議院規則は、委員会の議事の公開の手続を決定する。
- ⑤憲法及び選挙に関する法律案、立法委任の法律案、命令を法律に転換する法律案、国際条約の批准を承認する法律案並びに予算及び決算に同意する法律案については、常に議院による審議及び直接的な可決の通常の手続⁽⁴⁾がとられる。
- ⑥共和国元老院の議院規則は、第70条の規定に従って代議院から送付された法律案の審議の方式を規律する。
- ⑦第70条第1項に規定する場合を除き、並びに全ての場合において、選挙に関する法律、国際条約の批准を承認する法律、第79条及び第81条第6項に規定する法律を除き、政府は、代議院に対し、代議院が政府の要請から5日以内に政府の政策要綱の実施のために重要であると指定された法律案を議事日程に優先的に登載することを議決し、その議決から70日の期間内に代議院が最終的な意見表明を行うことを要請することができる。この場合、第70条第3項に規定する期間は、半分に短縮される。この〔70日の〕期間は、委員会による審査時間及び法律案の複雑さの関係で15日を超えない範囲内で延長することができる。代議院の議院規則は、法律案の内容的同質性の観点からも、手続の方式及び制限を定める。」

第13条（憲法第73条及び第134条の改正）

1. 憲法第73条第1項を次のように改める。

「①法律は、可決から1月以内に共和国大統領により審署される。

②代議院議員及び共和国元老院議員の選挙を規律する法律は、その審署の前に、法律の可決から10日以内に、少なくとも代議院の構成員の4分の1又は少なくとも共和国元老院の構成員の3分の1により提出された理由を付した訴えに基づき、憲法裁判所による合憲性の事前の審査に委ねることができ、その10日の期間の前に、法律に審署することはできない。」

2. 憲法第134条第1項の次に次の1項を加える。

「②さらに、憲法裁判所は、第73条第2項に規定する代議院議員及び共和国元老院議員の選挙を規律する法律の合憲性について審査する。」

第14条（憲法第74条の改正）

1. 憲法第74条を次のように改める。

「第74条

①共和国大統領は、法律に審署する前に、理由を付した教書により、両議院に対し、新たな議決を要求することができる。

(3) 表決の際に各会派が賛成又は反対を決定するに至った理由を説明すること。

(4) 第4項に定める手続のように、委員会で審査及び最終的な表決をするのではなく、第1項及び第2項に定める手続のように、本会議で審議及び最終的な表決をすること。

②第 77 条の規定に従って制定された命令を転換する法律について [前項の] 要求が行われた場合には、法律への転換の期限は、30 日延長する。

③法律は、改めて可決された場合には、審議されなければならない。」

第 15 条（憲法第 75 条の改正）

1. 憲法第 75 条を次のように改める。

「第 75 条

① 50 万人の選挙人又は 5 つの州議会の要求があった場合には、法律又は法律の効力を有する行為の全部又は一部の廃止を決定するための国民投票が公示される。

② 租税法律及び予算法律、恩赦及び減刑の法律 [並びに] 国際条約の批准を承認する法律については、国民投票は許されない。

③ 全ての選挙人は、国民投票に参加する権利を有する。

④ 権利を有する者の過半数（その提案が 80 万人の選挙人により提出された場合にあっては、直近の代議院の選挙において投票した者の過半数）が表決に参加し、かつ、[賛成票が] 有効投票の過半数に達した場合には、国民投票に付された提案は、可決される。

⑤ 国民投票の実施の方式は、法律により定める。」

第 16 条（緊急の命令制定に関する規定）

1. 憲法第 77 条を次のように改める。

a) 第 1 項中「両議院の」を、「法律により規定された」に改める。

b) 第 2 項中「両議院に…両議院は、解散されているときであっても、…特に招集され、集会する。」を「立法の権限が両議院によって共同で行使されるときであっても、…代議院に…。代議院は、解散されているときであっても、…特に招集され、集会する。」に改める。

c) 第 3 項を次のように改める。

1) 第 1 文の末尾⁽⁵⁾に「共和国大統領が第 74 条の規定に従い新たな議決を要求した場合にあっては、その公布から 90 日以内に」を加える。

2) 第 2 文中「両議院は、…できる」を「法律は、…できる」に改め、「法律により」を削る。

d) 末尾に次の項を加える。

「④政府は、法律の効力を有する暫定措置によっては、次に掲げることを行うことができない。

第 72 条第 5 項に規定する事項（選挙に関する事項については、選挙の手續及び実施の組織化の規律を除く。）を規律すること。

法律に転換されなかった命令によって採択された規定を再び制定し、及び当該命令に基づいて生じた法的関係を規律すること。

法律又は法律の効力を有する行為の規定であって、憲法裁判所が手續に関係し

(5) イタリア語の語順では加えられた文言が末尾に来るが、後掲の対照表に示したとおり、日本語に訳した場合には必ずしも末尾には来ない。

ない瑕疵により違憲⁽⁶⁾と宣言したものの効力を回復すること。

- ⑤命令は、直ちに適用される措置並びに特定の内容、一体性を有する内容及び題名に対応する内容を有する措置を定める。
- ⑥命令を転換する法律案についての第70条第3項及び第4項に規定する審議は、当該法律案の代議院への提出の日から30日以内に、共和国元老院により開始する。修正案は、転換の法律案の〔元老院への〕送付の日から10日以内に議決することができ、当該送付は、その提出から40日以内に行わなければならない。
- ⑦命令を転換する法律案の審議においては、命令の対象又は目的とは異質な規定を可決することができない。」

第17条（戦争状態の議決）

1. 憲法第78条を次のように改める。

「第78条

代議院は、絶対多数により、戦争状態を議決し、及び政府に必要な権能を付与する。」

第18条（恩赦及び減刑の法律）

1. 第79条第1項中「各議院の」を「代議院の」に改める。

第19条（国際条約の批准の承認）

1. 憲法第80条中「両議院は、…承認する」を「代議院は、…承認する」に改め、末尾に次の文を加える。「イタリアの欧州連合への所属に関する条約の批准を承認する法律は、両議院により可決される。」

第20条（国会による調査）

1. 憲法第82条を次のように改める。

「第82条

- ①代議院は、公共の利益に関する事項について調査することを決定することができる。共和国元老院は、公共の利益に関する事項で、領域的自治に関するものについて調査することを決定することができる。
- ②その〔調査の〕目的のため、各議院は、その構成員の中から委員会を任命する。代議院においては、委員会は、諸会派の議席割合を反映する方法で構成する。調査委員会は、司法当局と同一の権能及び制限をもって調査及び審査を行う。」

第2章 憲法第2部第2章の改正

第21条（州の代表者及び共和国大統領の選挙のための要件に関する憲法第83条の改正）

1. 憲法第83条を次のように改める。
 - a) 第2項を削る。

(6) 原文では「legittimi」（男性複数形）となっているが、文法的には「legittime」（女性複数形）が正しいという。Patrizia Vipiana, “Le modifiche alla disciplina della decretazione d’urgenza,” Pasquale Costanzo et al., a cura di, *Forum sul d.d.l. costituzionale “Renzi-Boschi”*, Torino: Giappichelli, 2016, p.124, nota 7. 「legittimi」が正しいとすると、「法律又は法律の効力を有する行為の規定であって」ではなく、「法律の規定又は法律の行為を有する行為であって」と訳すべきことになる。ここでは「legittime」の誤記であると解し、前者のように訳した。

b) 第3項第2文を次のように改める。

「第4回の投票からは、会議〔の構成員〕の5分の3の多数で足りる。第7回の投票からは、投票者の5分の3の多数で足りる。」

第22条（共和国大統領の選挙を主題とする規定）

1. 憲法第85条を次のように改める。

a) 第2項中「州の代表者」を削り、第1文の次に次の文を加える。「共和国大統領がその職務を果たすことができない場合において、代議院議長がその職務を遂行しているときは、元老院議長が、両院合同会議としての国会を招集し、その議長を務める。」

b) 第3項第1文を次のように改める。

「代議院が解散されている場合又はその任期満了までの期間が3月に満たない場合には、選挙は、新しい代議院の集会から15日以内に行われる。」

第23条（共和国大統領の職務の遂行）

1. 憲法第86条を次のように改める。

a) 第1項中「元老院」を「代議院」に改める。

b) 第2項中「代議院議長が…公示する」を「元老院議長が…公示する」に改め、「両議院が解散されている」を「代議院が解散されている」に改め、「両議院の」を「代議院の」⁽⁷⁾に改める。

第24条（代議院の解散）

1. 憲法第88条第1項を次のように改める。

「共和国大統領は、代議院議長の意見を聴いて、代議院を解散することができる。」

第3章 憲法第2部第3章の改正

第25条（政府に対する信任）

1. 憲法第94条を次のように改める。

a) 第1項中「両議院の」を「代議院の」に改める。

b) 第2項中「各議院は、…信任を付与し、又は撤回する。」を「信任は、…付与され、又は撤回される。」に改める。

c) 第3項中「両議院」を「代議院」に改める。

d) 第4項中「両議院のいずれか又は双方の」を「代議院の」に改める。

e) 第5項中「議院」の前⁽⁸⁾に「代」を加える。

第26条（憲法第96条の改正）

1. 憲法第96条中「共和国元老院又は」を削る。

(7) 原文は、3人称所有代名詞が複数 (loro) から単数 (sua) に改められただけである (すなわち、日本語では、ともに「その」と訳すことができる。) が、後掲の対照表に示すとおり、指示対象を明確にするため、このように訳した。

(8) 原文では「後 (dopo)」であるが、日本語の語順では前になる。

第27条（憲法第97条の改正）

1. 憲法第97条第2項を次のように改める。

「官公署は、行政の良好な運営、公平性及び透明性が保障されるように、法律の規定に従って組織される。」

第28条（CNEL⁽⁹⁾の廃止）

1. 憲法第99条の規定を削除する。

第4章 憲法第2部第5章の改正

第29条（県の廃止）

1. 憲法第114条を次のように改める。

- a) 第1項中「県」を削る。
- b) 第2項中「県」を削る。

第30条（憲法第116条の改正）

1. 憲法第116条第3項を次のように改める。

「第117条第2項 l) 号に規定する事項（ただし、治安裁判の制度に限る。）、m) 号に規定する事項（ただし、社会政策のための総則及び共通規定に限る。）、n) 号に規定する事項、o) 号に規定する事項（ただし、積極的労働政策⁽¹⁰⁾並びに職業訓練及び職業教育に限る。）、q) 号に規定する事項（ただし、対外通商に限る。）、s) 号に規定する事項及び u) 号に規定する事項（ただし、領土の統治に限る。）について、[第1項に掲げる州以外の]他の州の要求に基づき、地方自治体の意見を聴いて、当該州の予算の収支が均衡している場合には、第119条に規定する原則を尊重して、国の法律により当該州に更なる自治の特別の形式及び条件を付与することができる。当該法律は、国と関係する州の間の合意に基づき、両議院により可決される。」

第31条（憲法第117条の改正）

1. 憲法第117条を次のように改める。

「第117条

- ①立法権は、憲法並びに欧州連合の法及び国際的義務に由来する拘束を尊重して、国及び州によって行使される。
- ②国は、次に掲げる事項について排他的な立法権を有する。
 - a) 国の外交政策及び国際関係；国と欧州連合の関係；庇護権及び欧州連合に属さない国の市民の法的地位
 - b) 移民
 - c) 共和国と宗派との関係
 - d) 防衛及び軍；国の安全保障；武器、軍需品及び爆薬
 - e) 通貨、貯蓄の保護、金融市場及び保険市場；競争の保護及び促進；為替制度；国

(9) 経済労働国民会議（Consiglio nazionale dell'economia e del lavoro）の略称。第40条第1項を参照。

(10) 一般には積極的労働市場政策という。公共職業安定所や職業訓練施設等を利用し、就職相談や職業訓練等を実施することにより、失業者を労働市場に復帰させる政策のこと。

の租税制度及び会計制度；公的予算の調和；公財政及び租税制度の調整；財政資源の均等化

- f) 国の機関及び関係する選挙法；国民投票；欧州議会選挙
 - g) 国及び国の公的団体の制度及び行政の組織化；国の領土の統一性を保障することを目的とした行政手続及び公行政の職員に係る労働の法的規律に関する規範
 - h) 公共の秩序及び治安（ただし、地方の行政警察を除く。）
 - i) 国籍、市民的身分及び身分登録
 - l) 司法制度及び訴訟法；民事法及び刑事法；行政裁判
 - m) 国の全領域について保障されるべき市民的及び社会的な権利に関する給付の最低水準の決定；健康の保護、社会政策及び食品の安全についての総則及び共通規定
 - n) 教育に関する総則及び共通規定；学校制度；大学教育及び科学技術研究の戦略的計画
 - o) 社会保障（補充的及び補完的な保障を含む。）；労働の保護及び安全；積極的労働政策；職業訓練及び職業教育に関する総則及び共通規定
 - p) コムーネ及び大都市の制度、選挙法、政府の機関及び基本的な権限；コムーネの連合の形式に関する原則的な規定
 - q) 税関、国境の保護及び国際的な防疫；対外通商
 - r) 度量衡及び標準時；データ、情報処理及び関係する社会的基盤並びに国、州及び地方の行政の情報科学的プラットフォームの統計上及び情報科学上の電算機的な調整；知的財産
 - s) 文化財及び景観財の保護及び価値増進；環境及び生態系；スポーツの制度；文化的活動及び観光に関する総則及び共通規定
 - t) 職業及び通信の制度
 - u) 国土開発に関する総則及び共通規定；市民保護の全国的な制度及び調整
 - v) エネルギーの生産、輸送及び全国的な分配
 - z) 戦略的な社会基盤、全国的な重要性を有する大規模な交通網及び水運網並びに関連する安全の規範；全国的及び国際的な重要性を有する民間の港湾及び空港
- ③ 言語的少数派の代表、州の領域及びその内部の移動手段の計画化、社会基盤の整備、衛生的及び社会的なサービスの計画化及び組織化、地方経済の発展の促進並びに企業へのサービス及び職業教育の州の範囲での組織化の促進、学校サービス及び研究（大学におけるものも含む。）に対する権利の促進（ただし、学校制度の自治を害してはならない。）、州の利益に関わる限りにおいて、文化的な活動、環境財、文化財及び景観財の普及促進、観光の州による活用及び組織化、公的財政の州及び地方の計画目標の尊重のための州の領域的団体間の財政関係の規制であって、州の範囲で特に締結された合意に基づくもの並びに明示的に国の排他的な権限に留保されていない全ての事項に関する立法権は、州に帰属する。
- ④ 共和国の法的若しくは経済的な統一性の保護又は国の利益の保護のために必要な場合には、政府の提案に基づき、国の法律は、排他的な立法に留保されていない事項に介入することができる。
- ⑤ 州並びにトレント及びボルツァーノ自治県は、その権限に属する事項において、欧州連合の法行為の形成のための決定に参加し、並びに国の法律で定める手続規定を尊重して、国際合意及び欧州連合の行為の実施及び執行の措置をとり、国の法律は、

不履行の場合に代替する権能の行使の方式を規律する。

- ⑥規則制定権は、国及び州の立法権に従い、それぞれに帰属する。国が、排他的な立法権限の事項において、州にこの権限を委任することを妨げない。国又は州の法律を尊重して、コムーネ及び大都市は、これらに付与された職務の組織化及び遂行の規律に関し、規則制定権を有する。
- ⑦州の法律は、社会的、文化的及び経済的な生活における男女の完全な平等を阻害する障害を除去するとともに、公選職への女性及び男性のアクセスの平等を促進する。
- ⑧州の法律は、共同機関の設置を含むその職務の遂行の改善のため、州間の合意を承認する。
- ⑨州は、その権限に属する事項について、国の法律で規律する場合及び形式において、諸国との協定及び他の国の内部の領域的団体との合意を締結することができる。」

第32条（憲法第118条の改正）

1. 憲法第118条を次のように改める。

a) 第1項中「県」を削る。

b) 第1項の次に次の1項を加える。

「行政の職務は、行政活動の簡素化及び透明性を保障する方法で、行政官の効率性及び責任の基準に従い、遂行される。」

c) 第2項中「県」を削る。

d) 第3項中「文化財の保護に関する」を「文化財及び景観財の保護に関する」に改める。

e) 第4項中「県」を削る。

第33条（憲法第119条の改正）

1. 憲法第119条を次のように改める。

「第119条

- ①コムーネ、大都市及び州は、関係する予算の均衡を尊重しつつ、収入及び支出の財政的な自主権を有し、及び欧州連合の法に由来する経済的及び財政的な拘束の遵守を保障することに協力する。
- ②コムーネ、大都市及び州は、自主的な財源を有する。コムーネ、大都市及び州は、憲法に調和し、かつ、公的財政及び租税制度を調整するための国の法律の定めるところに従い、固有の租税及び収入を定めて適用するとともに、その領域に関連する国税の収入の配分にあずかる。
- ③国の法律により、住民1人当たりの担税能力の低い地域のために、使途の制約がない均等化基金を設置する。
- ④前各項に規定する財源に由来する財源は、コムーネ、大都市及び州の公的な職務のための完全な資金調達を保障する。国の法律により、当該職務の遂行における効率性の条件を促進する費用及び需要の基準の指標を定める。
- ⑤経済発展、社会的な結束及び連帯を促進するため、経済的及び社会的な不均衡を除去するため、個人の権利の効果的な行使を促進するため、又はコムーネ、大都市及び州の職務の通常の場合とは別の目的のための措置を講ずるため、国は、一定のコムーネ、大都市及び州のために、追加的な財源を定め、及び特別の介入を行う。
- ⑥コムーネ、大都市及び州は、国の法律により定められた一般的な原則に従い付与さ

れた固有の財産を有する。コムーネ、大都市及び州は、投資の支出の資金調達のためにのみ、同時に償還計画を定めることにより、各州の団体の全体について予算の均衡が尊重されるという条件の下、起債することができる。コムーネ、大都市及び州によって契約された公債については、国のあらゆる保証は、排除される。」

第 34 条（憲法第 120 条の改正）

1. 憲法第 120 条第 2 項中「政府は、」の後に、「根拠を有する緊急の場合を除き、要請から 15 日以内に表明されるべき共和国元老院の意見を得て」を加え、末尾に「団体の深刻な財政的な破たんの状態が確認されたときは、州及び地方の政府の機関の構成員がそれぞれの職務を遂行することから排除される場合について定める」を加える。

第 35 条（州の機関の構成員の報酬の制限及び代表における両性間の均衡）

1. 憲法第 122 条第 1 項の末尾に「並びに州庁所在コムーネの首長に支給される報酬の収入の範囲内での州知事及び州政府の他の構成員並びに州議会議員の報酬 [も定める]。共和国の法律は、さらに、代表における女性と男性の間の均衡を促進するための基本的な原則を定める。」を加える。

第 36 条（州問題のための国会委員会の廃止）

1. 憲法第 126 条第 1 項最終文を次のように改める。
「命令は、共和国元老院の意見を聴いた後、採択される。」

第 5 章 憲法第 2 部第 6 章の改正

第 37 条（憲法裁判所裁判官の選挙）

1. 憲法第 135 条を次のように改める。
 - a) 第 1 項を次のように改める。
「憲法裁判所は、15 人の裁判官によって構成され、3 分の 1 は共和国大統領により、3 分の 1 は最高通常裁判機関及び最高行政裁判機関により、3 人は代議院により、及び 2 人は共和国元老院により任命される。」
 - b) 第 7 項中「元老院議員」を「代議院議員」に改める。

第 6 章 末尾規定

第 38 条（改正が必要となる規定及び調整の規定）

1. 憲法第 48 条第 3 項中「両議院の」を「代議院の」に改める。
2. 憲法第 58 条の規定を削除する。
3. 憲法第 61 条を次のように改める。

「第 61 条

- ①新しい代議院の選挙は、前の代議院の任期の満了から 70 日以内に行われる。最初の集会は、選挙から 20 日目を徒過しない日に行われる。
 - ②新しい代議院が集会するまでは、前の代議院の権能が延長される。」
4. 憲法第 62 条第 3 項の規定を削除する。

5. 憲法第73条第2項中「両議院が、それぞれその構成員の絶対多数により…宣言した場合には」を「代議院が、その構成員の絶対多数により…宣言した場合には」に改める。
6. 憲法第81条を次のように改める。
 - a) 第2項中「両議院の」を「代議院の」に改め、「それぞれの」を「その」に改める。
 - b) 第4項中「両議院は、毎年…可決する。」を「代議院は、毎年…可決する。」に改める。
 - c) 第6項中「各議院の」を「代議院の」に改める。
7. 憲法第87条を次のように改める。
 - a) 第3項中「新しい両議院の」を「新しい代議院の」に改める。
 - b) 第8項中「両議院の」を「代議院の… [共和国大統領は、] 両議院の許可を得て、イタリアの欧州連合への所属に関する条約を批准する。」に改める。
 - c) 第9項中「両議院」を「代議院」に改める。
8. 憲法第2部第5章の見出しを次のように改める。

「州、大都市及びコムーネ」
9. 憲法第120条第2項中「県」の前⁽¹¹⁾に、「トレント及びボルツァーノ自治」を加える。
10. 憲法第121条第2項中「両議院に」を「代議院に」に改める。
11. 憲法第122条第2項中「国会の一議院」を「代議院」に改める。
12. 憲法第132条第2項中「関係する県及び」を削り、「県及びコムーネ」を「コムーネ」に改める。
13. 憲法第133条第1項の規定を削除する。
14. 制定後の改正を経た1953年3月11日の憲法的法律第1号第12条第2項を次のように改める。

「2. 第1項に規定する委員会は、代議院の審査会の長が主宰する。」
15. 1989年1月16日の憲法的法律第1号を次のように改める。
 - a) 第5条を次のように改める。

「第5条

 1. 憲法第96条に規定する許可 [の権限] は、訴訟が代議院の議員ではない者にも関係する場合であっても、代議院に帰属する。」
 - b) 「第5条の規定に従い権限が帰属する議院」及び「権限が帰属する議院」を全て「代議院」に改める。
16. 1967年11月22日の憲法的法律第2号第3条第1文中「両院合同会議としての国会」を「各議院」に改め、「会議の構成員」を「その構成員」に改め、第2文中「会議」を「各議院」に改める。

第39条（経過規定）

1. この憲法的法律第2条により改正された憲法第57条第6項に規定する法律を最初に適用する場合及び当該法律の施行日までは、共和国元老院の選挙について、州議会及びトレント特別自治県の議会において、各議員は、議員及び各領域の [コムーネの] 首長によって形成された単一の候補者名簿に投票することができる。各候補者名簿への議席の配分のために、割り当てられた議席数により投じられた票の数が除され、基数の商が得られる。その後、その商により各候補者名簿のために投じられた票の数が除される。

(11) 原文では「後 (dopo)」であるが、日本語の語順では前になる。

議席は、各候補者名簿について、得られた整数の商に等しい数で、当該名簿に提示された順序に従い配分され、残りの議席は、最大の剰余が生じた名簿に配分されるが、剰余が同数の場合には、議席は、議席を獲得していない名簿（これがない場合にあつては、最も議席数が少ない名簿）に配分される。より多くの票を獲得した名簿から、帰属する議席の範囲内で、[コムーネの] 首長の選挙又はこれに代えて議員の選挙の選択権を行使することができる。元老院議員が議員又は [コムーネの] 首長の職を離れた場合には、同一の名簿の選挙されていない者の中の第 1 位の議員又は [コムーネの] 首長が選挙されたと宣言される。

2. 直近の人口の国勢調査に基づき、この憲法的法律第 2 条により改正された憲法第 57 条の規定に従った一の州に帰属する元老院議員の数が、前回の調査に基づく結果と異なる場合には、州議会は、憲法第 57 条第 1 項の適用を除外してでも、直近の調査に対応する数で元老院議員を選挙する。いずれの場合にも、第 1 項の規定が適用される。
3. この憲法的法律の施行日を含む議会期において、両議院が解散された場合には、共和国元老院の改選のための選挙集会は招集されない。
4. この憲法的法律第 2 条により改正された憲法第 57 条第 6 項に規定する法律の施行日まで、共和国元老院の最初の構成は、この条の規定に基づき、この憲法的法律の施行後に実施される選挙に続く代議院の最初の集会の日から 10 日以内に行われる。第 1 文に規定する代議院の選挙の実施の日に、州議会又はトレント及びボルツァーノ自治県議会の選挙も実施され、当該議会は、その就任から 3 日以内に選挙人団として招集される。
5. 選挙された元老院議員は、州知事又は県知事により [当選を] 宣言される。
6. この憲法的法律第 2 条により改正された憲法第 57 条第 6 項に規定する法律は、第 4 項に規定する代議院の選挙の実施の日から 6 月以内に可決される。
7. この憲法的法律の施行日に在職中の終身元老院議員は、あらゆる点において、共和国元老院の議員としてその職を継続する。
8. この憲法的法律の施行日に有効である議院規則の規定は、この憲法的法律から帰結する代議院及び共和国元老院の各々の法に従って採択された改正が施行される日まで、[他の法令に] 抵触しない限り、引き続き適用される。
9. この憲法的法律第 12 条により改正された憲法第 72 条第 7 項の規定に代議院規則を適合させるまで、いずれの場合においても、この憲法的法律第 12 条に定める期限の延長は、10 日を下回ってはならない。
10. この憲法的法律第 37 条により改正された憲法第 135 条を最初に適用する場合において、両院合同会議における国会によって任命された憲法裁判所裁判官の職を離れたときは、新しい任命は、代議院、共和国元老院がこの順序で、交互に行う。
11. この憲法的法律の施行日を含む議会期において、当該期日から 10 日以内又はこの憲法的法律により改正された憲法第 57 条第 6 項に規定する法律の施行日から 10 日以内に、少なくとも代議院の構成員の 4 分の 1 又は共和国元老院の構成員の 3 分の 1 により提出された理由を付した訴えに基づき、当該議会期において審署された法律であつて、代議院及び共和国元老院の議員の選挙を規律するものについて憲法裁判所の合憲性の審査を求めることができる。憲法裁判所は、30 日の期限内に裁判を行う。この項に規定する目的のためにも、第 6 項に規定する期限は、この憲法的法律の施行日から開始する。この憲法的法律により改正された憲法第 57 条第 6 項に規定する法律の施行日から 90 日以内に、州並びにトレント及びボルツァーノ自治県は、それぞれの立法及び規則の規定を

当該法律の定めにも適合させる。

12. この憲法的法律の施行日まで有効である法文における憲法第117条第3項及び第4項の規定に従い採択された州の法律は、この憲法的法律第31条により改正された憲法第117条第2項及び第3項の規定に従い採択された法律の施行日まで引き続き適用される。
13. この憲法的法律第4章の規定は、特別憲章⁽¹²⁾を有する州並びにトレント及びボルツァーノ自治県には、当該州及び自治県との合意の下にそれぞれの憲章が改正されるまで適用されない。この憲法的法律の施行日から、かつ、当該特別憲章が改正されるまで、特別憲章を有する州及び自治県には、この憲法的法律の施行日まで有効な法文における憲法第117条第3項に規定する事項に関する規定を除き、当該法文における憲法第116条第3項の規定が適用され、憲法第120条の定めるところのための規定であって、当該憲章及び関係する実施規定により定められた有効なものの適用を妨げないが、当該改正が行われた後は、特別憲章を有する当該州及び当該自治県には、この憲法的法律により改正された憲法第116条第3項の規定が適用される。
14. ヴァッレ・ダオスタ／ヴァレ・ダオスト自治州は、この憲法的法律の施行日に既に付与されている県の職務を遂行する。

第40条（末尾規定）

1. 経済労働国民会議（CNEL）は、廃止する。この憲法的法律の施行日から30日以内に、閣僚会議議長〔＝首相〕は、簡素化・公行政大臣の提案に基づき、経済・財政大臣との合意の上で、その命令により、不動産を含む財産に関する活動、会計検査院の下での人的及び物的な資源の再配置及び廃止から帰結するその他の任務のためにCNELの暫定的な管理を委任された特別代表を任命する。特別代表の就任とともに、CNELの機関及びその制度の職務（代表の職務を含む。）のための構成員は、その職を解かれる。
2. 公的財政の負担による州議会に存在する政治的な集団のための支出に関しては、償還又は同種の金銭的移転による支給を行わない。
3. この憲法的法律の規定を考慮し、その施行日を含む議会期内に、代議院及び共和国元老院は、効率性及び合理化の基準に従い、共通のサービス、人的及び物的な資源の調整された活用並びに他の形式の協力を通じて、国会運営の機能的統合のための措置を講ずる。その目的のために、両議院の正規職員によって形成される国会職員の単一の職員簿が創設され、両議院は、職員の単一の規約であって、それぞれの法において既に効力を有する規定が収集・配列され、並びに自律の原則、公平性の原則並びに適切な選抜試験を伴う排他的及び直接的なアクセスの原則に従って承認されるべき改正のための手続を定めたものを採択する。さらに、両議院は、共通の合意により、国会議員の組織された集団の下での労働協約を規律する規定であって、議院規則により定められるものを決定する。第三者との間で設定された能動的及び受動的な法的関係の効力も、あらゆる点において継続する。
4. 広大な領域を有する団体については、山岳地帯も考慮して、国の法律により定義された広大な領域を有する団体に関する一般的な制度的観点を除き、これに関する他の規定は、州の法律によって採択される。大都市の区域の変更は、コムーネの提案に基づき、

(12) 各州は、政府の形態並びに組織及び機能の基本原則を定める憲章を有する（憲法第123条）が、幾つかの州については、憲法的法律で定める特別の憲章に従って特別の自治の形式及び条件を定めることとされている（憲法第116条）。

州の意見を聴いた後、共和国の法律によって定められる。

5. 憲法第 59 条第 1 項の規定を有効とした上で、この憲法的法律第 3 条により置き換えられた憲法第 59 条第 2 項に規定する元老院議員は、いずれの場合においても、この憲法的法律の施行日に既に任命されている終身の元老院議員の在職の継続を考慮に入れ、総数で 5 人を超えてはならない。当然の元老院議員⁽¹³⁾及び終身の元老院議員の地位及び特権は、この憲法的法律の施行日に既に有効である規定に従って規律される。
6. ボルツァーノ／ポーツェン自治県の元老院議員は、直近の調査に基づく言語集団の存在を考慮に入れて選挙される。[この規定を]最初に適用する際には、各自治県議会議員は、各々、自治県議会議員及びそれぞれの領域の [コムーネの] 首長によって作成された 2 つの候補者名簿について投票することができる。

第 41 条（施行）

1. この憲法的法律は、審署の後に官報により公布された日の翌日に施行される。この憲法的法律の規定は、直ちに適用される第 28 条、第 35 条、第 39 条第 3 項、第 7 項及び第 11 項並びに第 40 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定を除き、両議院の解散に続く議会期から適用する。

ラウラ・ボルドリーニ
代議院議長

(13) 大統領経験者のこと（憲法第 59 条第 1 項参照）。

前記憲法的法律による憲法及び憲法的法律の規定の改正に関する対照表

イタリア共和国憲法

(改正案の条項)

第48条

- ①成人年齢に達した全ての男性及び女性の国民は、選挙人である。
- ②投票は、個人的かつ平等、自由かつ秘密である。その行使は、国民の義務である。
- ③法律は、国外に居住する国民の投票の権利の行使の要件及び方式を定め、その実効性を保障する。この目的のため、代議院の選挙において1の在外選挙区が設置され、当該選挙区には、憲法的な規範により定める数で、法律で定める基準に従って議席が配分される。
- ④投票の権利は、民事的な無能力若しくは確定した刑事判決の効果を理由として、又は法律で指定された道徳的な不適格の場合にのみ制限することができる。

第55条

- ①国会は、代議院及び共和国元老院により構成される。
- ②両議院の選挙の方式を定める法律は、代表における女性と男性の均衡を促進する。
- ③代議院の各々の議員は、国民を代表する。
- ④代議院は、政府との信任の関係を有するとともに、政治的な方針決定の権限、立法の権限及び政府の行為の統制の権限を行使する。
- ⑤共和国元老院は、領域的団体を代表するとともに、国と共和国を構成するその他の団体をつなぐ権限を行使する。共和国元老院は、憲法で定める場合において、かつ、憲法で定める方式に従い、立法の権限の行使及び国、共和国を構成するその他の団体と欧州連合をつなぐ権限の行使に関与する。共和国元老院は、欧州連合の法行為及び政策の形成及び実現に参

(現行法の条項)

第48条

- ①成人年齢に達した全ての男性及び女性の国民は、選挙人である。
- ②投票は、個人的かつ平等、自由かつ秘密である。その行使は、国民の義務である。
- ③法律は、国外に居住する国民の投票の権利の行使の要件及び方式を定め、その実効性を保障する。この目的のため、両議院の選挙において1の在外選挙区が設置され、当該選挙区には、憲法的な規範により定める数で、法律で定める基準に従って議席が配分される。
- ④投票の権利は、民事的な無能力若しくは確定した刑事判決の効果を理由として、又は法律で指定された道徳的な不適格の場合にのみ制限することができる。

第55条

- ①国会は、代議院及び共和国元老院により構成される。
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]

画する。共和国元老院は、公共政策及び公行政の活動を評価するとともに、欧州連合の政策が領域に及ぼす影響を検証する。共和国元老院は、法律で定める場合において、政府の権限である任命について意見を表明すること及び国の法律の実施を検証することに関与する。

⑥国会は、憲法で定める場合に限り、両議院の議員の合同会議として集会する。

第 57 条

①共和国元老院は、領域的団体を代表する 95 人の元老院議員及び共和国大統領が任命することができる 5 人の元老院議員により構成される。

②州議会並びにトレント及びボルツァーノ自治県の議会は、比例代表の方法により、自らの構成員の中から複数の元老院議員を選挙し、各議会について各々の領域の コムーネの首長の中から 1 人の割合で元老院議員を選挙する。

③各州の元老院議員の数は、2 人を下回らないものとするが、トレント及びボルツァーノ自治県の元老院議員の数は、各々 2 人とする。

④州間の議席の配分は、[削除] 前項の規定を適用した上で、直近の国勢調査の結果による州の人口に比例して、整数の商に基づき剰余の多い順に行われる。

⑤元老院議員の任期は、第 6 項に規定する法律で定める方式に従い、元老院議員を選挙した領域的団体の機関 [=州議会並びにトレント及びボルツァーノ自治県議会] の改選に際して、選挙人が州議会又は自治県議会の議員の候補者について表明する選択に合致するように、当該機関の任期と一致する。

⑥両議院により可決された法律により、議席の配分の方式、州議会又は自治県議会の議員及び [コムーネの] 首長の中から元老院議員を選挙する方式並びに州又は

②国会は、憲法で定める場合に限り、両議院の議員の合同会議として集会する。

第 57 条

①共和国元老院は、在外選挙区に割り当てられた議席を除き、州を基礎にして選挙される。

②公選の元老院議員の数は、315 人とし、そのうちの 6 人は、在外選挙区において選挙される。

③各州の元老院議員の数は、7 人を下回らないものとするが、モリーゼ州の元老院議員の数は 2 人、ヴァッレ・ダオスタ州の元老院議員の数は 1 人とする。

④州間の議席の配分は、在外選挙区に割り当てられた議席の数を除き、前項の規定を適用した上で、直近の国勢調査の結果による州の人口に比例して、整数の商に基づき剰余の多い順に行われる。

[新設]

[新設]

地方の公選職を離れた場合におけるその代替の方式を規律する。議席は、各々の州議会又は自治県議会において投じられた票及びこれらの議会の構成に比例して配分される。

第 58 条

[削除]

第 59 条

- ① 共和国大統領であった者は、放棄しない限り、当然の終身の元老院議員である。
- ② 共和国大統領は、社会、科学、芸術及び文学の分野における極めて顕著な功績により祖国の名を高めた [削除] 市民を 元老院議員 に任命することができる。 当該元老院議員の任期は7年とし、再任されることはない。

第 60 条

- ① 代議院 は、5年の任期で選挙される。
- ② 代議院 の任期は、戦争の場合に限り、法律により延長することができる。

第 61 条

- ① 新しい 代議院 の選挙は、前の 代議院 の任期の満了から 70 日以内に行われる。最初の集会は、選挙から 20 日目を徒過しない日に行われる。
- ② 新しい 代議院 が集会するまでは、前の 代議院 の権能が延長される。

第 62 条

- ① 両議院は、2月及び10月の祝日ではない初日に当然に集会する。
- ② 各議院は、その議長若しくは共和国大統領又はその構成員の3分の1の提案によ

第 58 条

① 元老院議員は、普通選挙及び直接選挙に基づき 25 歳以上の選挙人によって選挙される。

② 40 歳以上の選挙人は、元老院議員の被選資格を有する。

第 59 条

- ① 共和国大統領であった者は、放棄しない限り、当然の終身の元老院議員である。
- ② 共和国大統領は、社会、科学、芸術及び文学の分野における極めて顕著な功績により祖国の名を高めた 5人 の市民を 終身の元老院議員 に任命することができる。

第 60 条

- ① 代議院及び共和国元老院 は、5年の任期で選挙される。
- ② 各議院 の任期は、戦争の場合に限り、法律により延長することができる。

第 61 条

- ① 新しい 両議院 の選挙は、前の 両議院 の任期の満了から 70 日以内に行われる。最初の集会は、選挙から 20 日目を徒過しない日に行われる。
- ② 新しい 両議院 が集会するまでは、前の 両議院 の権能が延長される。

第 62 条

- ① 両議院は、2月及び10月の祝日ではない初日に当然に集会する。
- ② 各議院は、その議長若しくは共和国大統領又はその構成員の3分の1の提案によ

り、臨時に招集することができる。

[削除]

第 63 条

- ①各議院は、その構成員の中から議長及び理事部を選挙する。
- ②議院規則は、共和国元老院の機関における選挙及び職への任命が州政府又は地方政府の職務の遂行により制限され得る場合について定める。
- ③国会が合同会議において集会する場合には、その議長及び理事部は、代議院の議長及び理事部とする。

第 64 条

- ①各議院は、その議院規則をその構成員の絶対多数により採択する。
- ②両議院の議院規則は、国会の少数派の権利を保障する。代議院の議院規則は、野党についての規定を定める。
- ③会議は、公開とするが、両議院のうちの各議院及び両議院合同の国会は、秘密会において集会することを議決することができる。
- ④各議院及び国会の議決は、その構成員の過半数が出席し、かつ、出席者の過半数により採択されない限り、有効とはならないが、憲法が特別の多数を規定している場合はこの限りでない。
- ⑤政府の構成員は、両議院の会議に出席する権利を有し、要求があった場合には、出席する義務を負う。政府の構成員が要求した場合には、その意見を聴かなければならない。
- ⑥国会議員は、本会議の会議及び委員会の活動に参加する義務を負う。

第 66 条

- ①各議院は、その構成員の当選許可の資格並びに事後に生じた被選資格の喪失及び兼職禁止の該当の事由について判断する。

り、臨時に招集することができる。

③一議院が臨時に招集された場合には、他の議院も当然に招集される。

第 63 条

- ①各議院は、その構成員の中から議長及び理事部を選挙する。

[新設]

- ②国会が合同会議において集会する場合には、その議長及び理事部は、代議院の議長及び理事部とする。

第 64 条

- ①各議院は、その議院規則をその構成員の絶対多数により採択する。

[新設]

- ②会議は、公開とするが、両議院のうちの各議院及び両議院合同の国会は、秘密会において集会することを議決することができる。

- ③各議院及び国会の議決は、その構成員の過半数が出席し、かつ、出席者の過半数により採択されない限り、有効とはならないが、憲法が特別の多数を規定している場合はこの限りでない。

- ④政府の構成員は、両議院に所属しない場合であっても、会議に出席する権利を有し、要求があった場合には、出席する義務を負う。政府の構成員が要求した場合には、その意見を聴かなければならない。

[新設]

第 66 条

- 各議院は、その構成員の当選許可の資格並びに事後に生じた被選資格の喪失及び兼職禁止の該当の事由について判断する。

② 共和国元老院は、州又は地方の公選職を離れたこと及びその結果としての元老院議員の失職を確認する。 [新設]

第67条

国会議員は、委任に拘束されることなく、その職務を遂行する。

第67条

国会の各議員は、国民を代表し、委任に拘束されることなく、その職務を遂行する。

第69条

代議院議員は、法律で定める報酬を受け取る。

第69条

国会議員は、法律で定める報酬を受け取る。

第70条

① 憲法改正法律及び他の憲法的法律について、並びに言語的少数派の保護、国民投票 [及び] 第71条に規定する他の形式の [国民への] 諮問に関する憲法規定を具体化する法律、コムーネ及び大都市の制度、選挙立法、政府の機関 [及び] 基本的な権限並びにコムーネの連合形式に関する原則的な規定を決定する法律、欧州連合の規範及び政策の形成及び実施へのイタリアの参加の一般的な規定、形式及び条件を定める法律、第65条第1項に規定する元老院議員の被選資格の欠格及び元老院議員の職との兼職禁止の場合を定める法律並びに第57条第6項、第80条第2文、第114条第3項、第116条第3項、第117条第5項及び第9項、第119条第6項、第120条第2項、第122条第1項及び第132条第2項に規定する法律に限り、立法の権限は、両議院により共同で行使される。各々固有の内容を対象とする当該法律は、明白な形式で、この項に従って可決された法律によってのみ、廃止され、改正され、又は適用を除外されることができる。

第70条

[挿入] 立法の権限は、両議院により共同で行使される。 [挿入]

② 前項に定めるもののほか、法律は、代議院により可決される。 [新設]

③ [前項の規定に従い] 代議院で可決された各法律案は、直ちに共和国元老院に送付され、共和国元老院は、10日以内にそ [新設]

の構成員の3分の1の要求に基づき、当該法律案を審議することを決定することができる。続く30日以内に、共和国元老院は、本文の修正案を議決することができ、代議院は、当該修正案について最終的に意見を表明する。共和国元老院が審議することを決定しなかった場合若しくは議決のための期限が徒過した場合又は代議院が最終的に意見を表明した場合には、法律は、審署されることができる。

④ 第117条第4項の規定を具体化する法律 についての共和国元老院の審議は、送付の日から10日の期限内に開始される。当該法律案については、代議院は、その構成員の絶対多数により最終表決において意見を表明する場合に限り、共和国元老院がその構成員の絶対多数により提案した修正に従わないことができる。

[新設]

⑤ 代議院で可決された第81条第4項に規定する法律案は、共和国元老院により審議され、共和国元老院は、その送付の日から15日以内に修正案を議決することができる。

[新設]

⑥ 両議院の議長は、相互の合意の下、それぞれの議院規則の規定に従って生じ得る権限の問題を解決する。

[新設]

⑦ 共和国元老院は、その議院規則の定めるところに従い、情報収集活動を遂行し、及び代議院の審議に付された行為又は文書について意見書を作成することができる。

[新設]

第71条

① 法律の提案権は、政府、両議院の各議員並びに憲法的法律により提案権を付与された機関及び団体に帰属する。

② 共和国元老院は、その構成員の絶対多数により採択された議決により、代議院に対し、法律案の審議を行うことを要求することができる。この場合には、代議院は、審議を行い、共和国元老院の議決の日から6月の期間内に意見を表明する。

第71条

① 法律の提案権は、政府、両議院の各議員並びに憲法的法律により提案権を付与された機関及び団体に帰属する。

[新設]

③国民は、条文形式で起草された法律案を、少なくとも15万人の選挙人により提案することを通じて、法律の提案権を行使する。国民の発案による法律案についての討論及び最終的な議決は、国会の議院規則で定める時間、形式及び制限において保障される。

④公共政策の決定への市民の参加を促進するために、憲法的法律は、提案的及び方針提示的な国民投票の条件及び効果並びに社会集団への諮問も含む他の形式の諮問の条件及び効果を定める。両議院により可決される法律で実施の方式を決定する。

第72条

①一議院に提出された第70条第1項に規定する各法律案は、その議院規則の規定に従い、委員会により審査され、その後当該議院により審議され、当該議院は、法律案を逐条で可決し、及び最終表決により〔全体を〕可決する。

②〔前項に規定する〕ほかの各法律案は、代議院に提出され、その議院規則の規定に従い、委員会により審査され、その後当該議院自身により審議され、当該議院は、法律案を逐条で可決し、及び最終表決により〔全体を〕可決する。

③議院規則は、緊急と宣言された法律案について略式の手続を定める。

④さらに、議院規則は、法律案の審査及び可決が、代議院においては会派の議席割合を反映する方法で構成される委員会（常任委員会を含む。）に委託される場合及び手続を定めることができる。この場合であっても、その最終的な可決の時点まで、政府又は議院の構成員の10分の1若しくは当該委員会の〔構成員の〕5分の1が法律案を議院自身で討論し、及び

②国民は、条文形式で起草された法律案を少なくとも5万人の選挙人により提案することを通じて、法律の提案権を行使する。〔挿入〕

〔新設〕

第72条

①一議院に提出された〔挿入〕各法律案は、その議院規則の規定に従い、委員会により審査され、その後当該議院により審議され、当該議院は、法律案を逐条で可決し、及び最終表決により〔全体を〕可決する。

〔新設〕

②議院規則⁽¹⁴⁾は、緊急と宣言された法律案について略式の手続を定める。

③さらに、議院規則は、法律案の審査及び可決が、〔挿入〕会派の議席割合を反映する方法で構成される委員会⁽¹⁵⁾（常任委員会を含む。）に委託される場合及び手続を定めることができる⁽¹⁶⁾。この場合であっても、その最終的な可決の時点まで、政府又は議院の構成員の10分の1若しくは当該委員会の〔構成員の〕5分の1が法律案を議院自身で討論し、及び表決

(14) 改正前は単数形、改正後は複数形である。

(15) 改正前は小文字（commissione）、改正後は大文字（Commissione）である。次の文についても同じ。

(16) 改正前の動詞の活用形は3人称単数（Può）、改正後は3人称複数（Possono）である。

表決すること又は投票宣言のみを伴う最終的な採決に付することを要求した場合には、法律案は、議院に戻される。議院規則は、委員会の議事の公開の手續を決定する。

⑤ 憲法及び選挙に関する法律案、立法委任の法律案、命令を法律に転換する法律案、国際条約の批准を承認する法律案並びに予算及び決算に同意する法律案については、常に議院による審議及び直接的な可決の通常の手続がとられる。

⑥ 共和国元老院の議院規則は、第 70 条の規定に従って代議院から送付された法律案の審議の方式を規律する。

⑦ 第 70 条第 1 項に規定する場合を除き、並びに全ての場合において、選挙に関する法律、国際条約の批准を承認する法律、第 79 条及び第 81 条第 6 項に規定する法律を除き、政府は、代議院に対し、代議院が政府の要請から 5 日以内に政府の政策要綱の実施のために重要であると指定された法律案を議事日程に優先的に登載することを議決し、その議決から 70 日の期間内に代議院が最終的な意見表明を行うことを要請することができる。この場合、第 70 条第 3 項に規定する期間は、半分に短縮される。この[70 日の]期間は、委員会による審査時間及び法律案の複雑さの関係で 15 日を超えない範囲内で延長することができる。代議院の議院規則は、法律案の内容的同質性の観点からも、手續の方式及び制限を定める。

第 73 条

① 法律は、可決から 1 月以内に共和国大統領により審署される。

② 代議院議員及び共和国元老院議員の選挙を規律する法律は、その審署の前に、法律の可決から 10 日以内に、少なくとも代議院の構成員の 4 分の 1 又は少なくと

すること又は投票宣言のみを伴う最終的な採決に付することを要求した場合には、法律案は、議院に戻される。議院規則⁽¹⁷⁾は、委員会の議事の公開の手續を決定する。

④ 憲法及び選挙に関する法律案、立法委任の法律案 [挿入]、国際条約の批准を承認する法律案 [並びに] 予算及び決算に同意する法律案については、常に議院による審議及び直接的な可決の通常の手続がとられる。

[新設]

[新設]

第 73 条

① 法律は、可決から 1 月以内に共和国大統領により審署される。

[新設]

(17) 改正前は単数形、改正後は複数形である。

も共和国元老院の構成員の3分の1により提出された理由を付した訴えに基づき、憲法裁判所による合憲性の事前の審査に委ねることができ、その10日の期間の前に、法律に審署することはできない。

- ③ 代議院が、その構成員の絶対多数により緊急と宣言した場合には、法律は、当該法律により定められた期間内に審署される。
- ④ 法律は、審署の後、速やかに公布され、当該法律自体が異なる期間を定める場合を除き、その公布の15日後に施行される。

第74条

- ① 共和国大統領は、法律に審署する前に、理由を付した教書により、両議院に対し、新たな議決を要求することができる。
- ② 第77条の規定に従って制定された命令を転換する法律について〔前項の〕要求が行われた場合には、法律への転換の期限は、30日延長する。
- ③ 法律は、改めて可決された場合には、審署されなければならない。

第75条

- ① 50万人の選挙人又は5つの州議会の要求があった場合には、法律又は法律の効力を有する行為の全部又は一部の廃止を決定するための国民投票が公示される。
- ② 租税法律及び予算法律、恩赦及び減刑の法律〔並びに〕国際条約の批准を承認する法律については、国民投票は許されない。
- ③ 全ての選挙人は、国民投票に参加する権利を有する。
- ④ 権利を有する者の過半数（その提案が80万人の選挙人により提出された場合にあつては、直近の代議院の選挙において投票した者の過半数）が表決に参加し、かつ、〔賛成票が〕有効投票の過半数に達した場合には、国民投票に付された提

- ② 両議院が、それぞれその構成員の絶対多数により緊急と宣言した場合には、法律は、当該法律により定められた期間内に審署される。
- ③ 法律は、審署の後、速やかに公布され、当該法律自体が異なる期間を定める場合を除き、その公布の15日後に施行される。

第74条

- ① 共和国大統領は、法律に審署する前に、理由を付した教書により、両議院に対し、新たな議決を要求することができる。
- [新設]

- ② 両議院が改めて法律を議決した場合には、法律は、審署されなければならない。

第75条

- ① 50万人の選挙人又は5つの州議会の要求があった場合には、法律又は法律の価値を有する行為の全部又は一部の廃止を決定するための国民投票が公示される。
- ② 租税法律及び予算法律、恩赦及び減刑の法律〔並びに〕国際条約の批准を承認する法律については、国民投票は許されない。
- ③ 代議院を選挙することを要請されている全ての市民は、国民投票に参加する権利を有する。
- ④ 権利を有する者の過半数〔挿入〕が表決に参加し、かつ、〔賛成票が〕有効投票の過半数に達した場合には、国民投票に付された提案は、可決される。

案は、可決される。

- ⑤ 国民投票の実施の方式は、法律により定める。

第 77 条

- ① 政府は、法律により規定された委任なしに、通常の法律の価値を有する命令を発することができない。
- ② 必要性及び緊急性がある非常の場合に、政府がその責任の下に法律の効力を有する暫定措置をとった場合には、立法の権限が両議院によって共同で行使されるときであつても、政府は、[法律への] 転換のために、代議院に当該措置を当日に提出しなければならない。代議院は、解散されているときであつても、5 日以内に特に招集され、集会する。
- ③ 命令は、その公布から 60 日以内に (共和国大統領が第 74 条の規定に従い新たな議決を要求した場合にあつては、その公布から 90 日以内に) 法律に転換されなかった場合には、初めから効力を失う。ただし、法律は、転換されなかった命令に基づいて生じた法的関係を [削除] 規律することができる。
- ④ 政府は、法律の効力を有する暫定措置によつては、次に掲げることを行うことができない。
第 72 条第 5 項に規定する事項 (選挙に関する事項については、選挙の手續及び実施の組織化の規律を除く。) を規律すること。
法律に転換されなかった命令によつて採択された規定を再び制定し、及び当該命令に基づいて生じた法的関係を規律すること。
法律又は法律の効力を有する行為の規定であつて、憲法裁判所が手續に関係しな

- ⑤ 国民投票の実施の方式は、法律により定める。

第 77 条

- ① 政府は、両議院の委任なしに、通常の法律の価値⁽¹⁸⁾を有する命令を発することができない。
- ② 必要性及び緊急性がある非常の場合に、政府がその責任の下に法律の効力を有する暫定措置をとった場合には、政府は、[法律への] 転換のために、両議院に当該措置を当日に提出しなければならない、両議院は、解散されているときであつても、5 日以内に特に招集され、集会する。
- ③ 命令は、その公布から 60 日以内に [挿入] 法律に転換されなかった場合には、初めから効力を失う。ただし、両議院は、転換されなかった命令に基づいて生じた法的関係を法律により規律することができる。

[新設]

(18) 原語はvalore。第2項の「効力 (forza)」とほぼ同義とも解することができるが、この用語の違いに着目した解釈論もある。Carlo Esposito, "Decreto-legge," *Diritto costituzionale vivente*, Milano: Giuffrè, 1992, pp.196-208. また、第75条の改正ではvaloreがforzaに改められているのに対し、この条では改正されていない。こうした点も考慮し、日本語としてはやや不自然であるが、「価値」という訳語を選択した。

い瑕疵により違憲と宣言したものの効力を回復すること。

⑤命令は、直ちに適用される措置並びに特定の内容、一体性を有する内容及び題名に対応する内容を有する措置を定める。

⑥命令を転換する法律案についての第70条第3項及び第4項に規定する審議は、当該法律案の代議院への提出の日から30日以内に、共和国元老院により開始する。修正案は、転換の法律案の〔元老院への〕送付の日から10日以内に議決することができ、当該送付は、その提出から40日以内に行わなければならない。

⑦命令を転換する法律案の審議においては、命令の対象又は目的とは異質な規定を可決することができない。

[新設]

[新設]

[新設]

第78条

代議院は、絶対多数により、戦争状態を議決し、及び政府に必要な権能を付与する。

第79条

- ①恩赦及び減刑は、代議院の構成員の3分の2の多数により各条について、及び最終表決において議決される法律により付与される。
- ②恩赦及び減刑を付与する法律は、その適用について期日を定める。
- ③いずれの場合も、恩赦及び減刑は、法律案の提出後に行われた犯罪に適用してはならない。

第80条

代議院は、法律により、政治的な性格を有する国際条約、仲裁若しくは司法的解決を定める国際条約又は領土の変更、財政に対する負担若しくは法律の改正をもたらす国際条約の批准を承認する。イタリアの欧州連合への所属に関する条約の批准を承認する法律は、両議院により可決される。

第78条

両議院は、戦争状態を議決し、及び政府に必要な権能を付与する。

第79条

- ①恩赦及び減刑は、各議院の構成員の3分の2の多数により各条について、及び最終表決において議決される法律により付与される。
- ②恩赦及び減刑を付与する法律は、その適用について期日を定める。
- ③いずれの場合も、恩赦及び減刑は、法律案の提出後に行われた犯罪に適用してはならない。

第80条

両議院は、法律により、政治的な性格を有する国際条約、仲裁若しくは司法的解決を定める国際条約又は領土の変更、財政に対する負担若しくは法律の改正をもたらす国際条約の批准を承認する。〔挿入〕

第 81 条

- ①国は、経済循環の不況期及び好況期を考慮に入れ、その予算の収入と支出の間の均衡を確保する。
- ②起債は、経済循環の効果を考慮に入れるため、及び例外的な事態が生じた際にその構成員の絶対多数により採択された代議院の許可を得た場合に限り許される。
- ③新たな負担又はより多額の負担をもたらす全ての法律は、これに対処するための手段を規定する。
- ④代議院は、毎年、法律により政府が提出する予算及び決算を可決する。
- ⑤予算の暫定的な執行は、法律により、かつ、総計で4月を超えない期間に限り許すことができる。
- ⑥予算法律の内容、予算の収入と支出の間の均衡及び公行政全体の債務の持続可能性を確保するための基本的な規定及び基準は、憲法的法律で定める原則を尊重しつつ、代議院の構成員の絶対多数により可決された法律で定める。

第 82 条

- ①代議院は、公共の利益に関する事項について調査することを決定することができる。共和国元老院は、公共の利益に関する事項で、領域的自治に関するものについて調査することを決定することができる。
- ②その〔調査の〕目的のため、各議院は、その構成員の中から委員会〔の委員〕を任命する。代議院においては、委員会は、諸会派の議席割合を反映する方法で構成する。調査委員会は、司法当局と同一の権能及び制限をもって調査及び審査を行う。

第 81 条

- ①国は、経済循環の不況期及び好況期を考慮に入れ、その予算の収入と支出の間の均衡を確保する。
- ②起債は、経済循環の効果を考慮に入れるため、及び例外的な事態が生じた際にそれぞれの構成員の絶対多数により採択された両議院の許可を得た場合に限り許される。
- ③新たな負担又はより多額の負担をもたらす全ての法律は、これに対処するための手段を規定する。
- ④両議院は、毎年、法律により政府が提出する予算及び決算を可決する。
- ⑤予算の暫定的な執行は、法律により、かつ、総計で4月を超えない期間に限り許すことができる。
- ⑥予算法律の内容、予算の収入と支出の間の均衡及び公行政全体の債務の持続可能性を確保するための基本的な規定及び基準は、憲法的法律で定める原則を尊重しつつ、各議院の構成員の絶対多数により可決された法律で定める。

第 82 条

- ①各議院は、公共の利益に関する事項について調査することを決定することができる。〔挿入〕
- ②その〔調査の〕目的のため、各議院は、その構成員の中から、諸会派の議席割合を反映する方法で構成する委員会⁽¹⁹⁾〔の委員〕を任命する。調査委員会⁽²⁰⁾は、司法当局と同一の権能及び制限をもって調査及び審査を行う。

(19) 改正前は小文字 (commissione)、改正後は大文字 (Commissione) である。

(20) 同上。

第 83 条

① 共和国大統領は、国会議員の合同会議としての国会が選挙する。

[削除]

② 共和国大統領の選挙は、会議 [の構成員] の3分の2の多数による秘密投票によって行われる。第4回の投票からは、会議 [の構成員] の5分の3の多数で足りる。第7回の投票からは、投票者の5分の3の多数で足りる。

第 85 条

① 共和国大統領は、7年の任期で選挙される。

② 任期満了の30日前に、代議院議長は、新しい共和国大統領の選挙のため、国会を両院合同会議として招集 [削除] する。共和国大統領がその職務を果たすことができない場合において、代議院議長がその職務を遂行しているときは、元老院議長が、両院合同会議としての国会を招集し、その議長を務める。

③ 代議院が解散されている場合又はその任期満了までの期間が3月に満たない場合には、選挙は、新しい代議院の集会から15日以内に行われる。その間、在職中の大統領の権能は、延長される。

第 86 条

① 共和国大統領の職務は、共和国大統領がこれを果たすことができない場合には、代議院議長が遂行する。

② 共和国大統領の永続的な障害、死亡又は辞職の場合には、代議院が解散されている場合又は代議院の任期満了までの期間が3月に満たない場合においてより長い期間が規定されているときを除き、15日以内に元老院議長が新しい共和国大統領の選挙を公示する。

第 83 条

① 共和国大統領は、国会議員の合同会議としての国会が選挙する。

② 選挙には、少数派の代表を保障する方法で州議会により選挙された各州3人の代表者が参加する。ヴァッレ・ダオスタ州は、1人のみの代表者を有する。

③ 共和国大統領の選挙は、会議 [の構成員] の3分の2の多数による秘密投票によって行われる。第3回の投票後は、絶対多数で足りる。

第 85 条

① 共和国大統領は、7年の任期で選挙される。

② 任期満了の30日前に、代議院議長は、新しい共和国大統領の選挙のため、国会を両院合同会議として招集し、州の代表者を招集する。[挿入]

③ 両議院が解散されている場合又はその任期満了までの期間が3月に満たない場合には、選挙は、新しい両議院の集会から15日以内に行われる。その間、在職中の大統領の権能は、延長される。

第 86 条

① 共和国大統領の職務は、共和国大統領がこれを果たすことができない場合には、元老院議長が遂行する。

② 共和国大統領の永続的な障害、死亡又は辞職の場合には、両議院が解散されている場合又は両議院の任期満了までの期間が3月に満たない場合においてより長い期間が規定されているときを除き、15日以内に代議院議長が新しい共和国大統領の選挙を公示する。

第 87 条

- ① 共和国大統領は、国家元首であり、国の統合を代表する。
- ② 共和国大統領は、両議院に教書を送ることができる。
- ③ 共和国大統領は、新しい代議院の選挙を公示し、及びその最初の集会の日程を設定する。
- ④ 共和国大統領は、政府提案の法律案の両議院への提出を許可する。
- ⑤ 共和国大統領は、法律に審署し、並びに法律の価値を有する命令及び規則を發布する。
- ⑥ 共和国大統領は、憲法に定める場合に国民投票を公示する。
- ⑦ 共和国大統領は、法律で指定された場合に国の公務員を任命する。
- ⑧ 共和国大統領は、外交代表を信任し、及び接受し、[並びに] 必要な場合には、代議院の許可を得て、国際条約を批准する。
共和国大統領は、両議院の許可を得て、イタリアの欧州連合への所属に関する条約を批准する。
- ⑨ 共和国大統領は、軍の最高指揮権を有し、法律に従って設置された国防最高会議を主宰し、及び代議院によって議決された戦争状態を宣言する。
- ⑩ 共和国大統領は、司法官最高会議を主宰する。
- ⑪ 共和国大統領は、恩赦を与え、及び刑を減ずることができる。
- ⑫ 共和国大統領は、共和国の勲章を授与する。

第 88 条

- ① 共和国大統領は、代議院議長の意見を聴いて、代議院を解散することができる。
- ② 前項の権限は、議会期の最後の 6 月と全部又は一部が一致する場合を除き、共和国大統領の任期の最後の 6 月内に行使してはならない。

第 87 条

- ① 共和国大統領は、国家元首であり、国の統合を代表する。
- ② 共和国大統領は、両議院に教書を送ることができる。
- ③ 共和国大統領は、新しい両議院の選挙を公示し、及びその最初の集会の日程を設定する。
- ④ 共和国大統領は、政府提案の法律案の両議院への提出を許可する。
- ⑤ 共和国大統領は、法律に審署し、並びに法律の価値を有する命令及び規則を發布する。
- ⑥ 共和国大統領は、憲法に定める場合に国民投票を公示する。
- ⑦ 共和国大統領は、法律で指定された場合に国の公務員を任命する。
- ⑧ 共和国大統領は、外交代表を信任し、及び接受し、[並びに] 必要な場合には、両議院の許可を得て、国際条約を批准する。
[挿入]
- ⑨ 共和国大統領は、軍の最高指揮権を有し、法律に従って設置された国防最高会議を主宰し、及び両議院によって議決された戦争状態を宣言する。
- ⑩ 共和国大統領は、司法官最高会議を主宰する。
- ⑪ 共和国大統領は、恩赦を与え、及び刑を減ずることができる。
- ⑫ 共和国大統領は、共和国の勲章を授与する。

第 88 条

- ① 共和国大統領は、両議院の議長の意見を聴いて、両議院又はそのうちのいずれかの議院のみを解散することができる。
- ② 前項の権限は、議会期の最後の 6 月と全部又は一部が一致する場合を除き、共和国大統領の任期の最後の 6 月内に行使してはならない。

第94条

- ①政府は、代議院の信任を有していなければならない。
- ②信任は、理由を付し、記名点呼で表決される動議によって付与され、又は撤回される。
- ③政府の形成から10日以内に、代議院の信任を得るために、政府は、代議院に出席する。
- ④政府の提案に対する代議院の反対の表決は、辞職の義務をもたらさない。
- ⑤不信任の動議は、代議院の構成員の少なくとも10分の1により署名されなければならない、その提出から3日が経たなければ討論に付することができない。

第96条

閣僚会議議長 [=首相] 及び大臣は、離職後であっても、その職務の遂行の際に行った犯罪を理由として、代議院の承認を得た後、憲法的法律で定める規定に従い、通常裁判に服する。

第97条

- ①公行政は、欧州連合の法に従い、予算の均衡及び公的債務の持続可能性を確保する。
- ②官公署は、行政の良好な運営、公平性及び透明性が保障されるように、法律の規定に従って組織される。
- ③公務の法制度において、公務員の権限の範囲、職務及び固有の責任が定められる。
- ④公行政における職には、法律で定める場合を除き、競争試験を通じて任用する。

第99条

[削除]

第94条

- ①政府は、両議院の信任を有していなければならない。
- ②各議院は、理由を付し、記名点呼で表決される動議によって信任を付与し、又は撤回する。
- ③政府の形成から10日以内に、両議院の信任を得るために、政府は、両議院に出席する。
- ④政府の提案に対する両議院のいずれか又は双方の反対の表決は、辞職の義務をもたらさない。
- ⑤不信任の動議は、議院の構成員の少なくとも10分の1により署名されなければならない、その提出から3日が経たなければ討論に付することができない。

第96条

閣僚会議議長 [=首相] 及び大臣は、離職後であっても、その職務の遂行の際に行った犯罪を理由として、共和国元老院又は代議院の承認を得た後、憲法的法律で定める規定に従い、通常裁判に服する。

第97条

- ①公行政は、欧州連合の法に従い、予算の均衡及び公的債務の持続可能性を確保する。
- ②官公署は、行政の良好な運営及び公平性を保障するように、法律の規定に従って組織される。
- ③公務の法制度において、公務員の権限の範囲、職務及び固有の責任が定められる。
- ④公行政における職には、法律で定める場合を除き、競争試験を通じて任用する。

第99条

- ①経済労働国民会議は、法律で定める方法において、専門家並びにその数的及び質的重要性を考慮に入れた生産部門の代表によって構成される。
- ②経済労働国民会議は、法律によって割り

当てられた事項に関する、法律によって割り当てられた職務に従う両議院及び政府の諮問機関である。

- ③経済労働国民会議は、立法の提案権を有し、法律で定められた原則に従い、かつ、法律で定められた範囲内で経済的及び社会的な立法の起草に寄与することができる。

第 5 章 州、大都市及びコムーネ

第 114 条

- ①共和国は、コムーネ[削除]、大都市、州及び国で構成される。
- ②コムーネ[削除]、大都市及び州は、憲法で定める原則に従い、固有の憲章、権能及び職務を有する自治団体である。
- ③ローマは、共和国の首都である。国の法律は、その制度を規律する。

第 116 条

- ①フリウリ・ヴェネツィア・ジュリア、サルデーニャ、シチリア、トレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロル及びヴァッレ・ダオスタ／ヴァレ・ダオスタは、憲法的法律で採択されるそれぞれの特別の憲章に従い、自治の特定の形式及び条件を有する。
- ②トレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロル州は、トレント及びボルツァーノ自治県によって構成される。
- ③[削除] 第 117 条第 2 項 l) 号に規定する事項（ただし、治安裁判の制度に限る。）、m) 号に規定する事項（ただし、社会政策のための総則及び共通規定に限る。）、n) 号に規定する事項、o) 号に規定する事項（ただし、積極的労働政策並びに職業訓練及び職業教育に限る。）、q) 号に規定する事項（ただし、対外通商に限る。）、s) 号に規定する事項及び u) 号に規定する事項（ただし、領土の統治に限る。）について、[第 1 項に掲げる州以外の] 他

第 5 章 州、県、コムーネ

第 114 条

- ①共和国は、コムーネ、県、大都市、州及び国で構成される。
- ②コムーネ、県、大都市及び州は、憲法で定める原則に従い、固有の憲章、権能及び職務を有する自治団体である。
- ③ローマは、共和国の首都である。国の法律は、その制度を規律する。

第 116 条

- ①フリウリ・ヴェネツィア・ジュリア、サルデーニャ、シチリア、トレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロル及びヴァッレ・ダオスタ／ヴァレ・ダオスタは、憲法的法律で採択されるそれぞれの特別の憲章に従い、自治の特定の形式及び条件を有する。
- ②トレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロル州は、トレント及びボルツァーノ自治県によって構成される。
- ③第 117 条第 3 項並びに第 117 条第 2 項 l) 号に規定する事項（ただし、治安裁判の制度に限る。） [挿入]、n) 号に規定する事項 [挿入] 及び s) 号に規定する事項 [挿入] について、関係する州の提案に基づき、地方自治体の意見を聴いて、 [挿入] 第 119 条に規定する原則を尊重して、国の法律により [第 1 項に掲げる州以外の] 他の州に更なる自治の特定の形式及び条件を付与することができる。 当該法律は、国と関係する州の間の合意に基づき、両

の州の要求に基づき、地方自治体の意見を聴いて、当該州の予算の収支が均衡している場合には、第119条に規定する原則を尊重して、国の法律により当該州に更なる自治の特別の形式及び条件を付与することができる。当該法律は、国と関係する州の間の合意に基づき、両議院により可決される。

第117条

- ①立法権は、憲法並びに欧州連合の法及び国際的義務に由来する拘束を尊重して、国及び州によって行使される。
- ②国は、次に掲げる事項について排他的な立法権を有する。
 - a) 国の外交政策及び国際関係；国と欧州連合の関係；庇護権及び欧州連合に属しない国の市民の法的地位
 - b) 移民
 - c) 共和国と宗派との関係
 - d) 防衛及び軍；国の安全保障；武器、軍需品及び爆薬
 - e) 通貨、貯蓄の保護、金融市場及び保険市場；競争の保護及び促進；為替制度；国の租税制度及び会計制度；公的予算の調和；公財政及び租税制度の調整；財政資源の均等化
 - f) 国の機関及び関係する選挙法；国民投票；欧州議会選挙
 - g) 国及び国の公的団体の制度及び行政の組織化；国の領土の統一性を保障することを目的とした行政手続及び公行政の職員に係る労働の法的規律に関する規範
 - h) 公共の秩序及び治安（ただし、地方の行政警察を除く。）
 - i) 国籍、市民的身分及び身分登録
 - l) 司法制度及び訴訟法；民事法及び刑事法；行政裁判
 - m) 国の全領域について保障されるべき市民的及び社会的な権利に関する給付の最低水準の決定；健康の保護、社会

議院の構成員の絶対多数で可決される。

第117条

- ①立法権は、憲法並びに欧州共同体の法及び国際的義務に由来する拘束を尊重して、国及び州によって行使される。
- ②国は、次に掲げる事項について排他的な立法権を有する。
 - a) 国の外交政策及び国際関係；国と欧州連合の関係；庇護権及び欧州連合に属しない国の市民の法的地位
 - b) 移民
 - c) 共和国と宗派との関係
 - d) 防衛及び軍；国の安全保障；武器、軍需品及び爆薬
 - e) 通貨、貯蓄の保護、金融市場〔挿入〕；競争の保護〔挿入〕；為替制度；国の租税制度及び会計制度；公的予算の調和〔挿入〕；財政資源の均等化
 - f) 国の機関及び関係する選挙法；国民投票；欧州議会選挙
 - g) 国及び国の公的団体の制度及び行政の組織化〔挿入〕
 - h) 公共の秩序及び治安（ただし、地方の行政警察を除く。）
 - i) 国籍、市民的身分及び身分登録
 - l) 司法制度及び訴訟法；民事法及び刑事法；行政裁判
 - m) 国の全領域について保障されるべき市民的及び社会的な権利に関する給付の最低水準の決定〔挿入〕

政策及び食品の安全についての総則及び共通規定

- n) 教育に関する総則及び共通規定；学校制度；大学教育及び科学技術研究の戦略的計画
- o) 社会保障（補充的及び補完的な保障を含む。）；労働の保護及び安全；積極的労働政策；職業訓練及び職業教育に関する総則及び共通規定
- p) コムーネ〔削除〕及び大都市の制度、選挙法、政府の機関及び基本的な権限；コムーネの連合の形式に関する原則的な規定
- q) 税関、国境の保護及び国際的な防疫；対外通商
- r) 度量衡及び標準時；データ、情報処理及び関係する社会的基盤並びに国、州及び地方の行政の情報科学的プラットフォームの統計上及び情報科学上の電算機的な調整；知的財産
- s) 文化財及び景観財の保護及び価値増進；環境及び生態系；スポーツの制度；文化的活動及び観光に関する総則及び共通規定
- t) 職業及び通信の制度
- u) 国土開発に関する総則及び共通規定；市民保護の全国的な制度及び調整
- v) エネルギーの生産、輸送及び全国的な分配
- z) 戦略的な社会基盤、全国的な重要性を有する大規模な交通網及び水運網並びに関連する安全の規範；全国的及び国際的な重要性を有する民間の港湾及び空港
- ③ 言語的少数派の代表、州の領域及びその内部の移動手段の計画化、社会基盤の整備、衛生的及び社会的なサービスの計画化及び組織化、地方経済の発展の促進並びに企業へのサービス及び職業教育の州の範囲での組織化の促進、学校サービス及び研究（大学におけるものも含む。）に対する権利の促進（ただし、学校制度
- n) 教育に関する総則〔挿入〕
- o) 社会保障〔挿入〕
- p) コムーネ、県及び大都市の〔挿入〕選挙法、政府の機関及び基本的な権限〔挿入〕
- q) 税関、国境の保護及び国際的な防疫〔挿入〕
- r) 度量衡及び標準時；データ〔挿入〕の統計上及び情報科学上の電算機的な調整；知的財産
- s) 環境及び生態系及び文化財の保護〔挿入〕
- 〔挿入〕
- ③ 州の国際関係及び州と欧州連合との関係、対外通商、労働の保護及び安全、教育（ただし、学校制度の自治を害してはならず、職業訓練及び職業教育を除く。）、職業、科学技術の研究及び生産部門のための革新の支援、健康の保護、食品；スポーツの制度、市民の保護、国土開発、民間の港湾及び空港、大規模な交通網及

の自治を害してはならない。) 州の利益に関わる限りにおいて、文化的な活動、環境財、文化財及び景観財の普及促進、観光の州による活用及び組織化、公的財政の州及び地方の計画目標の尊重のための州の領域的団体の間の財政関係の規制であって、州の範囲で特に締結された合意に基づくもの並びに明示的に国の排他的な権限に留保されていない全ての事項に関する立法権は、州に帰属する。

- ④共和国の法的若しくは経済的な統一性の保護又は国の利益の保護のために必要な場合には、政府の提案に基づき、国の法律は、排他的な立法に留保されていない事項に介入することができる。
- ⑤州並びにトレント及びボルツァーノ自治県は、その権限に属する事項において、欧州連合の法行為の形成のための決定に参加し、並びに国の法律で定める手続規定を尊重して、国際合意及び欧州連合の行為の実施及び執行の措置をとり、国の法律は、不履行の場合に代替する権能の行使の方式を規律する。
- ⑥規則制定権は、国及び州の立法権に従い、それぞれに帰属する。国が、排他的な立法権限の事項において、州にこの権限を委任することを妨げない。国又は州の法律を尊重して、コムーネ〔削除〕及び大都市は、これらに付与された職務の組織化及び遂行の規律に関し、規則制定権を有する。
- ⑦州の法律は、社会的、文化的及び経済的な生活における男女の完全な平等を阻害する障害を除去するとともに、公選職への女性及び男性のアクセスの平等を促進する。
- ⑧州の法律は、共同機関の設置を含むその

び水運網、通信の制度、エネルギーの生産、輸送及び全国的な配分、補充的及び補完的な保障、公的財政及び租税制度の調整、文化財及び環境財の価値増進並びに文化的活動の促進及び組織化、貯蓄金庫、農村金庫、州の性格を有する信用公社並びに州の性格を有する土地信用団体及び農業信用団体に関する事項は、競合的立法事項である。競合的立法事項においては、国の立法に留保された基本的な原則の決定を除き、立法権は、州に帰属する。

- ④明示的に国の立法に留保されていない全ての事項については、立法権は、州に帰属する。
- ⑤州並びにトレント及びボルツァーノ自治県は、その権限に属する事項において、共同体の法行為の形成のための決定に参加し、並びに国の法律で⁽²¹⁾定める手続規定を尊重して、国際合意及び欧州連合の行為の実施及び執行の措置をとり、国の法律は、不履行の場合に代替する権能の行使の方式を規律する。
- ⑥規則制定権は、州に委任されていない限り、排他的立法事項においては、国に帰属する。規則制定権は、他の全ての事項においては、州に帰属する。〔挿入〕コムーネ、県及び大都市は、これらに付与された職務の組織化及び遂行の規律に関し、規則制定権を有する。
- ⑦州の法律は、社会的、文化的及び経済的な生活における男女の完全な平等を阻害する障害を除去するとともに、公選職への女性及び男性のアクセスの平等を促進する。
- ⑧州の法律は、共同機関の設置を含むその

(21) 改正前は「で」に当たる前置詞が「da」であったが、改正後は「con」となっている。意味上の大きな違いはないと考えられる。

職務の遂行の改善のため、州間の合意を承認する。

- ⑨州は、その権限に属する事項について、国の法律で規律する場合及び形式において、諸国との協定及び他の国の内部の領域的団体との合意を締結することができる。

第 118 条

- ①行政の職務は、その統一的な遂行を保障するために、補完性、差異化、適切性の原則に基づき 〔削除〕 大都市、州及び国に付与されている場合を除き、コムーネに付与される。
- ②行政の職務は、行政活動の簡素化及び透明性を保障する方法で、行政官の効率性及び責任の基準に従い、遂行される。
- ③コムーネ 〔削除〕 及び大都市は、固有の行政の職務及び国又は州の法律により、それぞれの権限に従い付与された行政の職務を遂行する。
- ④国の法律は、第 117 条第 2 項 b) 号及び h) 号に規定する事項における国と州の間の調整の形式を規律し、並びに文化財及び 景観財 の保護に関する合意及び調整の形式も規律する。
- ⑤国、州、大都市 〔削除〕 及びコムーネは、補完性の原則に基づき、一般的な利益を有する活動の遂行のための個別及び集団での市民の自発的な発意を促進する。

第 119 条

- ①コムーネ、大都市 〔削除〕 及び州は、関係する予算の均衡を尊重しつつ、収入及び支出の財政的な自主権を有し、及び欧州連合の法に由来する経済的及び財政的な拘束の遵守を保障することに協力する。
- ②コムーネ 〔削除〕、大都市及び州は、自主的な資源を有する。コムーネ 〔削除〕、大都市及び州は、憲法に調和し、かつ、公的財政及び租税制度を調整するための国の法律の定めるところに従い、固有の

職務の遂行の改善のため、州間の合意を承認する。

- ⑨州は、その権限に属する事項について、国の法律で規律する場合及び形式において、諸国との協定及び他の国の内部の領域的団体との合意を締結することができる。

第 118 条

- ①行政の職務は、その統一的な遂行を保障するために、補完性、差異化、適切性の原則に基づき 県、大都市、州及び国に付与されている場合を除き、コムーネに付与される。

〔新設〕

- ②コムーネ、県 及び大都市は、固有の行政の職務及び国又は州の法律により、それぞれの権限に従い付与された行政の職務を遂行する。
- ③国の法律は、第 117 条第 2 項 b) 号及び h) 号に規定する事項における国と州の間の調整の形式を規律し、並びに文化財 〔挿入〕 の保護に関する合意及び調整の形式も規律する。
- ④国、州、大都市、県 及びコムーネは、補完性の原則に基づき、一般的な利益を有する活動の遂行のための個別及び集団での市民の自発的な発意を促進する。

第 119 条

- ①コムーネ、大都市、県 及び州は、関係する予算の均衡を尊重しつつ、収入及び支出の財政的な自主権を有し、及び欧州連合の法に由来する経済的及び財政的な拘束の遵守を保障することに協力する。
- ②コムーネ、県、大都市及び州は、自主的な資源を有する。コムーネ、県、大都市及び州は、憲法に調和して、かつ、公的財政及び租税制度の調整の原則に従い、固有の租税及び収入を定めて適用する。

租税及び収入を定めて適用するとともに、その領域に関連する国税の収入の配分にあずかる。

- ③国の法律により、住民1人当たりの担税能力の低い地域のために、使途の制約がない均等化基金を設置する。
- ④前各項に規定する財源に由来する財源は、コムーネ、大都市及び州の公的な職務のための完全な資金調達を保障する。国の法律により、当該職務の遂行における効率性の条件を促進する費用及び需要の基準の指標を定める。
- ⑤経済発展、社会的な結束及び連帯を促進するため、経済的及び社会的な不均衡を除去するため、個人の権利の効果的な行使を促進するため、又はコムーネ[削除]、大都市及び州の職務の通常の前項とは別の目的のための措置を講ずるため、国は、一定のコムーネ[削除]、大都市及び州のために、追加的な財源を定め、及び特別の介入を行う。
- ⑥コムーネ[削除]、大都市及び州は、国の法律により定められた一般的な原則に従い付与された固有の財産を有する。コムーネ[削除]、大都市及び州は、投資の支出の資金調達のためにのみ、同時に償還計画を定めることにより、各州の団体の全体について予算の均衡が尊重されるという条件の下、起債することができる。コムーネ[削除]、大都市及び州によって契約された公債については、国のあらゆる保証は、排除される。

第120条

- ①州は、州間の輸入若しくは輸出の関税又は通行税を創設し、州間の人及び物品の自由な往来を何らかの方式で阻害する措置を講じ、及び国の領域のいかなる部分においても労働に対する権利の行使を制限することはできない。
- ②政府は、根拠を有する緊急の場合を除き、要請から15日以内に表明されるべき共

コムーネ、県、大都市及び州は、その領域に関連する国税の収入の配分にあずかる。

- ③国の法律により、住民1人当たりの担税能力の低い地域のために、使途の制約がない均等化基金を設置する。
- ④前各項に規定する財源に由来する財源は、コムーネ、県、大都市及び州が、自らに付与された公的な職務のための完全な資金調達を行うことを可能にする。[挿入]
- ⑤経済発展、社会的な結束及び連帯を促進するため、経済的及び社会的な不均衡を除去するため、個人の権利の効果的な行使を促進するため、又はコムーネ、県、大都市及び州の職務の通常の前項とは別の目的のための措置を講ずるため、国は、一定のコムーネ、県、大都市及び州のために、追加的な財源を定め、及び特別の介入を行う。
- ⑥コムーネ、県、大都市及び州は、国の法律により定められた一般的な原則に従い付与された固有の財産を有する。コムーネ、県、大都市及び州は、投資の支出の資金調達のためにのみ、同時に償還計画を定めることにより、各州の団体の全体について予算の均衡が尊重されるという条件の下、起債することができる。コムーネ、県、大都市及び州によって契約された公債については、国のあらゆる保証は、排除される。

第120条

- ①州は、州間の輸入若しくは輸出の関税又は通行税を創設し、州間の人及び物品の自由な往来を何らかの方式で阻害する措置を講じ、及び国の領域のいかなる部分においても労働に対する権利の行使を制限することはできない。
- ②政府は、[挿入] 国際的な規定及び条約若しくは欧州共同体の規範が遵守されな

和国元老院の意見を¹得て、国際的な規定及び条約若しくは欧州共同体の規範が遵守されない場合、公共の安寧及び安全に対して深刻な危険が及ぶ場合又は法的若しくは経済的な統一並びに特に市民的及び社会的な権利に関する給付の本質的な水準の保護のために必要とされる場合には、地方政府の領域的境界にかかわらず、州、大都市、トレント及びボルツァーノ自治県及びコムーネの機関に代替することができる。法律は、代替される権能が補完性及び誠実な協力の原則を尊重して行使されることを保障するための手続を定め、団体の深刻な財政的な破たんの状態が確認されたときは、州及び地方の政府の機関の構成員がそれぞれの職務を遂行することから排除される場合について定める。

第 121 条

- ①州の機関は、州議会、州政府及び州知事とする。
- ②州議会は、州に付与された立法権を行使し、並びに憲法及び法律で付与された他の職務を遂行する。州議会は、代議院に法律案を提出することができる。
- ③州政府は、州の執行機関である。
- ④州知事は、州を代表し、州政府の政策を指揮し、及びこれについて責任を負い、州の法律に審署し、及び州の規則を制定し、[並びに] 共和国政府の指示に従い、国から州に委任された行政の職務を指揮する。

第 122 条

- ①州知事及び州政府の他の構成員並びに州議会議員の選挙制度並びに被選資格の欠格及び兼職禁止の場合は、共和国の法律により定められた基本的な原則の範囲内で州の法律により規律され、共和国の法律は、公選機関の任期並びに州庁所在コムーネの首長に支給される報酬の収入の

い場合、公共の安寧及び安全に対して深刻な危険が及ぶ場合又は法的若しくは経済的な統一並びに特に市民的及び社会的な権利に関する給付の本質的な水準の保護のために必要とされる場合には、地方政府の領域的境界にかかわらず、州、大都市、県及びコムーネの機関に代替することができる。法律は、代替される権能が補完性及び誠実な協力の原則を尊重して行使されることを保障するための手続を定める [挿入]。

第 121 条

- ①州の機関は、州議会、州政府及び州知事とする。
- ②州議会は、州に付与された立法権を行使し、並びに憲法及び法律で付与された他の職務を遂行する。州議会は、両議院に法律案を提出することができる。
- ③州政府は、州の執行機関である。
- ④州知事は、州を代表し、州政府の政策を指揮し、及びこれについて責任を負い、州の法律に審署し、及び州の規則を制定し、[並びに] 共和国政府の指示に従い、国から州に委任された行政の職務を指揮する。

第 122 条

- ①州知事及び州政府の他の構成員並びに州議会議員の選挙制度並びに被選資格の欠格及び兼職禁止の場合は、共和国の法律により定められた基本的な原則の範囲内で州の法律により規律され、共和国の法律は、公選機関の任期 [挿入] も定める。 [挿入]

範囲内での州知事及び州政府の他の構成員並びに州議会議員の報酬も定める。共和国の法律は、さらに、代表における女性と男性の間の均衡を促進するための基本的な原則を定める。

- ②何人も、同時に州議会又は州政府と代議院、他の州議会若しくは州政府又は欧州議会に所属してはならない。
- ③州議会は、その構成員の中から議長及び理事部を選挙する。
- ④州議会議員は、その職務の遂行において表明された見解及び投じた票について責任を問われることはない。
- ⑤州知事は、州憲章が別に定める場合を除き、普通選挙及び直接選挙により選ばれる。選挙された州知事は、州政府の構成員を指名し、及び罷免する。

第 126 条

- ①共和国大統領の理由を付した命令により、憲法に違反する行為又は法律の重大な違反を行った州議会の解散及び州知事の解職が命ぜられる。さらに、解散及び解任は、国の安全を理由として命じることができる。命令は、共和国元老院の意見を聴いた後、採択される。
- ②州議会は、少なくともその構成員の5分の1により署名され、及び指名点呼によりその構成員の絶対多数で可決された理由を付した動議により、州知事に対して不信任を表明することができる。動議は、提出から3日経過しないうちに討議に付されることはできない。
- ③普通選挙及び直接選挙により選ばれた州知事に対する不信任動議の可決並びに州知事の解職、永続的な障害、死亡又は自発的な辞職は、州政府の失職及び州議会の解散をもたらす。いずれの場合においても、州議会の構成員の過半数の同時失職も、同一の効果をもたらす。

- ②何人も、同時に州議会又は州政府と国会の一議院、他の州議会若しくは州政府又は欧州議会に所属してはならない。
- ③州議会は、その構成員の中から議長及び理事部を選挙する。
- ④州議会議員は、その職務の遂行において表明された見解及び投じた票について責任を問われることはない。
- ⑤州知事は、州憲章が別に定める場合を除き、普通選挙及び直接選挙により選ばれる。選挙された州知事は、州政府の構成員を任命し、及び罷免する。

第 126 条

- ①共和国大統領の理由を付した命令により、憲法に違反する行為又は法律の重大な違反を行った州議会の解散及び州知事の解職が命ぜられる。さらに、解散及び解任は、国の安全を理由として命じることができる。命令は、共和国の法律により定められた方法で州問題のために構成された代議院議員及び元老院議員の委員会の意見を聴いた後、採択される。
- ②州議会は、少なくともその構成員の5分の1により署名され、及び指名点呼によりその構成員の絶対多数で可決された理由を付した動議により、州知事に対して不信任を表明することができる。動議は、提出から3日経過しないうちに討議に付されることはできない。
- ③普通選挙及び直接選挙により選ばれた州知事に対する不信任動議の可決並びに州知事の解職、永続的な障害、死亡又は自発的な辞職は、州政府の失職及び州議会の解散をもたらす。いずれの場合においても、州議会の構成員の過半数の同時失職も、同一の効果をもたらす。

第 132 条

- ①州議会の意見を聴いて、最低でも関係する住民の3分の1を代表するコムーネ議会が要求し、当該住民の過半数が住民投票でその提案を承認した場合には、現存する州の合併又は最低で100万人の人口を有する新たな州の創設を、憲法的法律により行うことができる。
- ②住民投票を通じて表明された関係する〔削除〕コムーネの住民の過半数の承認及び共和国の法律により、州議会の意見を聴いて、要求を行った〔削除〕コムーネを1の州から分離し、他の州に合併することができる。

第 133 条

〔削除〕

州は、関係する住民の意見を聴いて、その法律により、その領域に新たなコムーネを創設し、並びにその境界及び名称を変更することができる。

第 134 条

- ①憲法裁判所は、次に掲げる事項について審査する。
- 国及び州の法律及び法律の効力を有する行為の合憲性に関連する争議
国の諸権力の間、国と州の間及び州間の権限の配分に関する争議
憲法の規定に従って共和国大統領に対して提起された弾劾
- ②さらに、憲法裁判所は、第 73 条第 2 項に規定する代議院議員及び共和国元老院議員の選挙を規律する法律の合憲性について審査する。

第 132 条

- ①州議会の意見を聴いて、最低でも関係する住民の3分の1を代表するコムーネ議会が要求し、当該住民の過半数が住民投票でその提案を承認した場合には、現存する州の合併又は最低で100万人の人口を有する新たな州の創設を、憲法的法律により行うことができる。
- ②住民投票を通じて表明された関係する県及びコムーネの住民の過半数の承認及び共和国の法律により、州議会の意見を聴いて、要求を行った県及びコムーネを1の州から分離し、他の州に合併することができる。

第 133 条

① 1の州の領域における県の境界の変更及び新たな県の創設は、共和国の法律により、コムーネの提案に基づき、当該州の意見を聴いて定める。

②州は、関係する住民の意見を聴いて、その法律により、その領域に新たなコムーネを創設し、並びにその境界及び名称を変更することができる。

第 134 条

- 憲法裁判所は、次に掲げる事項について審査する。
- 国及び州の法律及び法律の効力を有する行為の合憲性に関連する争議
国の諸権力の間、国と州の間及び州間の権限の配分に関する争議
憲法の規定に従って共和国大統領に対して提起された弾劾

〔新設〕

第 135 条

- ① 憲法裁判所は、15人の裁判官によって構成され、3分の1は共和国大統領により、3分の1は最高通常裁判機関及び最高行政裁判機関により、3人は代議院により、及び2人は共和国元老院により任命される。
- ② 憲法裁判所裁判官は、退官した者も含む最上級の通常司法官及び行政司法官、法学の分野における大学の正教授並びに20年以上の職歴を有する弁護士の中から選任される。
- ③ 憲法裁判所裁判官は、宣誓の日から開始する9年の任期で任命され、再任されることはない。
- ④ 任期の満了により、憲法裁判所裁判官は、職を離れ、及びその職務の遂行を終了する。
- ⑤ 憲法裁判所は、その構成員の中から、法律の定めに従い、長官を選挙し、長官は、3年の任期を有し、再任されることができ、裁判官の職の任期が満了した場合には、退任する。
- ⑥ 憲法裁判所裁判官の職は、国会議員及び州議会議員の職、弁護士の職務の行使並びに法律により指定された全ての任務及び職務と兼ねることができない。
- ⑦ 共和国大統領に対する弾劾の審査には、憲法裁判所の通常裁判官に加えて、代議院議員の被選資格を有する市民の名簿から抽選された16人が構成員として参加し、国会は、通常裁判官の任命のために定められた方式と同一のものによる選挙を通じて、9年ごとに当該構成員を更新する。

第 135 条

- ① 憲法裁判所は、15人の裁判官によって構成され、3分の1は共和国大統領により、3分の1は両院合同会議としての国会により、並びに3分の1は最高通常裁判機関及び最高行政裁判機関により任命される。
- ② 憲法裁判所裁判官は、退官した者も含む最上級の通常司法官及び行政司法官、法学の分野における大学の正教授並びに20年以上の職歴を有する弁護士の中から選任される。
- ③ 憲法裁判所裁判官は、宣誓の日から開始する9年の任期で任命され、再任されることはない。
- ④ 任期の満了により、憲法裁判所裁判官は、職を離れ、及びその職務の遂行を終了する。
- ⑤ 憲法裁判所は、その構成員の中から、法律の定めに従い、長官を選挙し、長官は、3年の任期を有し、再任されることができ、裁判官の職の任期が満了した場合には、退任する。
- ⑥ 憲法裁判所裁判官の職は、国会議員及び州議会議員の職、弁護士の職務の行使並びに法律により指定された全ての任務及び職務と兼ねることができない。
- ⑦ 共和国大統領に対する弾劾の審査には、憲法裁判所の通常裁判官に加えて、元老院議員の被選資格を有する市民の名簿から抽選された16人が構成員として参加し、国会は、通常裁判官の任命のために定められた方式と同一のものによる選挙を通じて、9年ごとに当該構成員を更新する。

1953年3月11日の憲法的法律第1号「憲法裁判所に関する憲法の補充規定」

(改正案の条項)

第12条

- ①反逆及び憲法に対する侵害の罪を理由として共和国大統領を弾劾することに関する議決は、両院合同会議としての国会により、[共和国元老院及び代議院の]それぞれの規則に基づき起訴の許可について権限を有する共和国元老院の審査会及び代議院の審査会の構成員から成る委員会の報告に基づき、採択される。
- ②第1項に規定する委員会は、代議院の審査会の長が主宰する。
- ③第1項の規定は、憲法第90条で規定する罪⁽²²⁾に関与した閣僚会議議長 [=首相]、大臣及び他の主体にも適用される。
- ④共和国大統領を弾劾することが議決された場合には、憲法裁判所は、共和国大統領の職務の停止を命ずることができる。

(現行法の条項)

第12条

- ①反逆及び憲法に対する侵害の罪を理由として共和国大統領を弾劾することに関する議決は、両院合同会議としての国会により、[共和国元老院及び代議院の]それぞれの規則に基づき起訴の許可について権限を有する共和国元老院の審査会及び代議院の審査会の構成員から成る委員会の報告に基づき、採択される。
- ②第1項に規定する委員会は、共和国元老院又は代議院の審査会の長が議会期ごとに交代して主宰する。
- ③第1項の規定は、憲法第90条で規定する罪に関与した閣僚会議議長 [=首相]、大臣及び他の主体にも適用される。
- ④共和国大統領を弾劾することが議決された場合には、憲法裁判所は、共和国大統領の職務の停止を命ずることができる。

1989年1月16日の憲法的法律第1号「憲法第96条、第134条及び第135条並びに1953年3月11日憲法的法律第1号の改正並びに憲法第96条に規定する罪についての訴訟に関する規定」

(改正案の条項)

第5条

- ①憲法第96条に規定する許可[の権限]は、訴訟が[削除]代議院の議員ではない者にも関係する場合であっても、代議院に帰属する。[削除]

(現行法の条項)

第5条

- ①憲法第96条に規定する許可[の権限]は、訴訟が共和国元老院又は代議院の議員ではない者にも関係する場合であっても、訴訟の対象となっている者が所属する議院に帰属する。当該許可の権限は、該当者が異なる議院に所属する場合又は両議院の議員ではない主体のみを対象として訴訟が行われなければならない場合には、共和国元老院に帰属する。

(22) 反逆及び憲法に対する侵害の罪を指す。

第8条

- ①第7条に規定する司法官団は、予備審査が終了し、検察官の意見を聴いた後、起訴状の受理から90日以内に、不起訴とするべきであるとみなさない限り、理由を付した報告書とともに、代議院議長への検事総長による速やかな移送のために、起訴状を検事総長に送付する。
- ②前項とは異なる場合には、司法官団は、検察官の意見を聴いて、不服申立てを行うことができない命令により不起訴とする。
- ③不起訴の措置の前に、検事総長は、司法官団に対し、理由を明記して、更なる審査の実行を要請することができ、司法官団は、その後60日以内にその決定を採択する。
- ④検事総長は、代議院議長に対し、不起訴としたことを通知する。

第9条

- ①代議院議長は、当該議院の規則に基づき訴訟の許可の権限を有する審査会に、第8条の規定に基づき移送された起訴状を直ちに送付する。
- ②審査会は、自らが適当であると認める場合又は関係者が要求した場合には関係者の意見を聴いた後、代議院の本会議に書面により報告し、この場合において、関係者は、起訴状を閲覧することもできる。
- ③本会議は、代議院議長の下に起訴状が到達した日から60日以内に集会するとともに、確定的な評価により調査対象者が憲法的に重要な国の利益の保護のため、又は政府の職務の遂行における重大な公的な利益の追求のために行動したと判断した場合には、その構成員の絶対多数により訴訟の許可を拒否することができる。

第8条

- ①第7条に規定する司法官団は、予備審査が終了し、検察官の意見を聴いた後、起訴状の受理から90日以内に、不起訴とするべきであるとみなさない限り、理由を付した報告書とともに、第5条の規定に従い権限が帰属する議院の議長への検事総長による速やかな移送のために、起訴状を検事総長に送付する。
- ②前項とは異なる場合には、司法官団は、検察官の意見を聴いて、不服申立てを行うことができない命令により不起訴とする。
- ③不起訴の措置の前に、検事総長は、司法官団に対し、理由を明記して、更なる審査の実行を要請することができ、司法官団は、その後60日以内にその決定を採択する。
- ④検事総長は、権限が帰属する議院の議長に対し、不起訴としたことを通知する。

第9条

- ①第5条の規定に従い権限が帰属する議院の議長は、当該議院の規則に基づき訴訟の許可の権限を有する審査会に、第8条の規定に基づき移送された起訴状を直ちに送付する。
- ②審査会は、自らが適当であると認める場合又は関係者が要求した場合には関係者の意見を聴いた後、権限が帰属する議院の本会議に書面により報告し、この場合において、関係者は、起訴状を閲覧することもできる。
- ③本会議は、権限が帰属する議院の議長の下に起訴状が到達した日から60日以内に集会するとともに、確定的な評価により調査対象者が憲法的に重要な国の利益の保護のため、又は政府の職務の遂行における重大な公的な利益の追求のために行動したと判断した場合には、その構成員の絶対多数により訴訟の許可を拒否することができる。

④本会議が許可を承認した場合には、現行法に従った訴訟を継続するために、起訴状を第7条に規定する司法官団に移送する。

第10条

①憲法第96条に指定する罪の訴訟において、閣僚会議議長 [=首相]、大臣及び共和国元老院又は代議院の構成員である他の調査対象者は、代議院議長の許可なく、人身の自由の制限的な措置、電話の傍受、通信の押収、通信への介入又は身体若しくは住居に対する強制捜査を受けることはないが、勾留の令状又は命令が義務的となる犯罪の現行犯で拘束された場合はこの限りでない。

②憲法第68条第2項の規定は、適用しない。

③代議院は、第1項の場合には、当然に集会し、第9条に規定する審査会の報告について、要求があった日から15日以内に議決する。

④閣僚会議議長 [=首相] 及び大臣が対象となっている場合には、これらの者の職務を停止する効果をもたらす付加刑が暫定的に適用されることはない。

④本会議が許可を承認した場合には、現行法に従った訴訟を継続するために、起訴状を第7条に規定する司法官団に移送する。

第10条

①憲法第96条に指定する罪の訴訟において、閣僚会議議長 [=首相]、大臣及び共和国元老院又は代議院の構成員である他の調査対象者は、第5条の規定に従い権限が帰属する議院の議長の許可なく、人身の自由の制限的な措置、電話の傍受、通信の押収、通信への介入又は身体若しくは住居に対する強制捜査を受けることはないが、勾留の令状又は命令が義務的となる犯罪の現行犯で拘束された場合はこの限りでない。

②憲法第68条第2項の規定は、適用しない。

③権限が帰属する議院は、第1項の場合には、当然に集会し、第9条に規定する審査会の報告について、要求があった日から15日以内に議決する。

④閣僚会議議長 [=首相] 及び大臣が対象となっている場合には、これらの者の職務を停止する効果をもたらす付加刑が暫定的に適用されることはない。

1967年11月22日の憲法的法律第2号「憲法第135条の改正及び憲法裁判所に関する規定」

(改正案の条項)

第3条

国会が任命する憲法裁判所裁判官は、各議院により、秘密投票で、かつ、その構成員の3分の2の多数で選挙される。第3回の投票に続く投票については、各議院の構成員の5分の3の多数で足りる。

(現行法の条項)

第3条

国会が任命する憲法裁判所裁判官は、両院合同会議としての国会により、秘密投票で、かつ、会議の構成員の3分の2の多数で選挙される。第3回の投票に続く投票については、会議の構成員の5分の3の多数で足りる。

(やまおか のりお)